

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第68号 瑞穂市国土強靱化地域計画の策定について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬渕ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
15番	広瀬武雄	16番	若園五朗
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	加納博明	企画部長	山本康義
総務部長	久野秋広	市民部長兼 巢南庁舎管理部長	棚橋正則
健康福祉部長	平塚直樹	都市整備部長	鹿野政和
調整監	宇野真也	環境水道部長	矢野隆博
教育次長	広瀬進一	会計管理者	清水千尋
監査委員 事務局長	西村陽子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	松山詔子
書記	近藤圭代		

### 開議の宣告

- 議長（庄田昭人君） おはようございます。
- それでは、これより本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
- 

### 日程第1 諸般の報告

- 議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。
- 本日市長から、議案第68号 瑞穂市国土強靱化地域計画の策定についてが提出され、受理いたしました。後ほど議題にしたいと思います。
- これで、諸般の報告を終わります。
- 

### 日程第2 行政報告

- 議長（庄田昭人君） 日程第2、行政報告を行います。
- 市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。
- 市長 森和之君。
- 市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。
- それでは、1件の行政報告をさせていただきます。
- 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償その2）を報告します。
- 令和2年6月18日、瑞穂市十七条22番4地先のグレーチングの跳ね上がりが原因で相手方の車両が損壊した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものであります。
- 以上、1件の行政報告とさせていただきました。
- 議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。
- 

### 日程第3 一般質問

- 議長（庄田昭人君） 日程第3、一般質問を行います。
- 質問の通告がありますので、順番に発言を許します。
- 11番 杉原克巳君の発言を許します。
- 杉原克巳君。
- 11番（杉原克巳君） 改めまして、皆さんおはようございます。
- 議席番号11番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。
- 本日は早朝より、御多忙中のところ、議会の傍聴を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は一般質問の2日目ということでございまして、私を筆頭に7名の議員の方が登壇いたしまして執行部に質問いたしますので、最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は3問質問させていただきます。私は産業政策を中心に質問をさせていただきます。

まず最初に、岐阜都市計画区域からの離脱についてでございます。

皆様も御承知のように、本市は旧穂積地区、そして巣南の南地区が岐阜市を中心といたしました、岐阜市及び瑞穂市の一部、そして北方町、笠松町、岐南町の2市3町で岐阜都市計画区域が設定されております。また、御承知のように、本市は巣南地域の中校区と西校区で、また準都市計画区域も設定しております。瑞穂市の27平方キロメートルの中に2つの都市計画区域を持っているというようなことございまして、これからの瑞穂市の将来を考える場合に、この2つの都市計画区域でいくのか、それとも新たに1つにするのか、またほかの代替案があるのか、そのことにつきまして執行部の見解をいただこうということで1問目でございます。

2問目は、通告では農振地域の除外ということで書いておりますけど、2番目と3番目は時間の都合によりましてちょっと変更させていただきました、2問目を企業誘致の進捗状況ということにつきまして質問をさせていただきます。

たしか2年ほど前だと記憶しておりますけど、私が一般質問で、瑞穂市も企業誘致地域を指定していただいて、そこを企業誘導したらどうかということで、7地区を選定していただいております。時間も経過をしておりますから、今日どのような状況になっておるかということも執行部のほうからお示しをいただきたいと考えております。

3つ目は、これも中心は巣南で申し訳ないんですけども、巣南地域の中校区と西校区が大半でございますけど、農業振興地域に指定をされております。この農業振興地域というのは、農水省の関係でなかなか岩盤が大きなハードルで、そんないとも簡単に農振除外ということではできないと。私も農業をやっておりますから、よくそこは存じております。したがって、一部、集落地域に密接した地域を限定的に農振の除外をしていただきたいということで、私も一般質問のときに再三お願いしてございまして、執行部のほうも、その適合基準というものを設定していただきまして、現在、農業委員会のほうで、農地部会ですか、そちらのほうで審議をいただいておりますということを聞いております。その情報を鹿野部長のほうから、中間の報告で結構でございますから、そこら辺のことも詳しく、今日もこういうことで傍聴の方も見えておりますから、なかなかお聞きになる機会も少ないと思いますから、ひとつ懇切丁寧にお話をいただけないかと考えております。

以上の3点、これから質問席に戻りまして執行部の方に御見解をいただきたいと考えておりますから、よろしくお願いを申し上げます。

では最初に、岐阜都市計画区域からの離脱ということにつきまして質問をさせていただきます。

先ほどもお話をさせていただきましたように、現在、本市の穂積地域、そして巣南地域の南地域、そして核、コアとなります岐阜市を中心に3町、北方町、笠松町、岐南町の2市3町で岐阜都市計画区域というものが現在設定され、運用をされております。私も本巣市のホームページ等を見ておりましたら、お隣の本巣市も、かつては糸貫町時代の一部区域がそのメンバーでございましたが、平成22年の8月をもって岐阜都市計画区域から離脱をされたということが書いてございました。

そこで、この都市計画区域というものをそれぞれの自治体はどういうふうに今やっておられるかということを見ますと、ほとんどの地域、我々の瑞穂市を取り巻きます自治体、東からいきますと、美濃市、関市、各務原、羽島、それから大垣、本巣市、押しなべて全ての自治体が単独の都市計画を設定し、オリジナルのまちづくりを実施されておるのが現状でございます。

そこで、本巣市を引き合いに出して申しますと、先ほど言いましたように、合併時に糸貫町の一部地域が岐阜都市計画区域に参加して、その他の区域は、土地・建物には何ら規制というルールはなく、無秩序な状態であったということでございます。そこで将来のまちづくりのために、総合的に整備、開発及び保全のために、これを機に岐阜都市計画区域から離脱いたしまして、22年の8月に本巣市単独で都市計画区域を設置し、現在に至っておるといふようなこととでございます。運用につきましては、これも後から、私の考えが間違っておりましたら鹿野部長にまた訂正をお願いするわけでございますが、線引きを廃止しまして、線引きというのは市街化区域と市街化調整区域の線引きを廃止し、都市の将来像を想定した機能的なまちづくりということで、住宅地、商業地、工業地などに区分し、地域の実情を考慮した用途地域を設定し、指定された用途地域について現状に即していない場合は、また対応できる制度で運用しておるといふことで、今日の繁栄をもたらしているというふうに私は考えるわけでございます。

そこで質問に入るわけでございますが、最初に本市も合併をいたしまして16年間経過いたしまして、私は遅きに失した感はあると思っておりますが、今申し上げました本巣市の今日の姿、そういうものを参考に、本市も単独で瑞穂市都市計画区域を推進する考えはないか。ぜひとも私は前向きに考えていただきまして実施の決断をしていただきたく、市長と都市整備部長にお答えをお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） おはようございます。

それでは、杉原議員の御質問にお答えしたいと思います。

都市計画を説明する前に、今、杉原議員から御紹介いただいたお話を図面で見させていただいたほうが分かりやすいと思ひまして、まずは岐阜都市計画区域というのは、岐阜市を含みまして、

岐阜市、瑞穂市、それから北方町、岐南町、笠松町という広域の都市計画を組んでおります。この色がついているところを見ていただければ、そのうちの瑞穂市は南西部の、この区域に当たります。

この区域の瑞穂市の都市計画図を次に見ていただきます。先ほど南西部の一部を瑞穂市だけに掲げてあります都市計画図、色がついているのが市街化調整区域、市街化区域という状況、それから北西部の中・西地区、この色のついていないところですね、ここが瑞穂準都市計画という枠組みになっております。議員の皆様方にも絵で見ていただいたほうが分かるかなと思ひまして、今、紹介させていただきました。

それでは、御質問の本旨になりますが、都市計画とは、市街地の計画的な規制・誘導と無秩序な市街地の拡散を抑制するもので、郊外へのスプロール化の進行による非効率的なインフラ整備の防止と市街地の都市のスポンジ化による土地利用の低密度化から生じる様々な問題を除去し、計画的な公共施設整備による良好な市街地形成を図るというもので、まちの発展の動向や都市計画区域内における人口と産業の将来見通し等を勘案して産業活動の利便と居住環境の保全との調和を図り、効率的な公共投資を行うことができるように定められております。

現在の瑞穂市におきまして、いわゆる市街化区域と市街化調整区域という線引き、区域区分による無秩序な市街地の拡大や既成市街地の環境悪化が防止され、秩序ある都市整備が進められているところでございます。市街地の中心にはJR東海道本線穂積駅があり、国道21号が横断し当市の動脈となっており、周辺には高速道路のインターチェンジが整備されるなど人口の流入や産業活動の拡大も見込まれ、岐阜連携中枢都市圏構想に基づく広域連携の流れも踏まえますと、市町村の行政区域にとらわれることなく通勤・通学の日常生活圏、主要交通施設のつながりや社会・経済的な一体性も含め総合的に判断いたしますと、実質上一体の都市として整備・開発及び保全する必要がある区域が現在の都市計画区域の枠組みであると考えております。

広域による都市計画区域では、低密な市街地が散在することによる新たな公共インフラの投資や維持管理費が増加することなく計画的な整備を行うことができます。また、岐阜都市計画区域に住居、商業、工業などの人口フレームが割り振られているため、その調整は必要となりますが、市町間の流用が可能です。岐阜都市計画区域の瑞穂市内の区域と平成27年1月5日に新たに指定されました瑞穂準都市計画区域を統合し市内全域を単独の都市計画区域と指定する場合、都市計画区域の指定とともに区域区分を行うこととなりますが、現時点の人口密度からいまして瑞穂準都市計画区域全域が市街化調整区域になるということが想定されることから、さらなる規制の強化となり地域活力の低下を招くおそれがあると考えております。

単独の都市計画区域による区域区分の廃止という選択肢もございますが、その影響につきましては、市街地が急速に郊外に拡大するおそれや開発行為が従前の市街化調整区域に拡散するスプロール化の可能性があります、このことがもたらす既成市街地における空き家・空き地の増加

や既存インフラの非効率的な利用等、従来からある市街地形成への影響が考えられます。また、現在ある市街化区域内の農地の位置づけや農地法の手続、固定資産税に関しても減収となるなど、大幅にその取扱いが変わっていくこととなります。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 杉原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

岐阜都市計画区域からの離脱というような大きな御質問をいただいております。

今、都市整備部長のほうから広域の都市計画のメリットとか単独の都市計画のデメリットというような点もお答えをしておりますが、まず広域の都市計画には、先ほど議員もおっしゃられましたように、岐阜都市計画区域には2市3町があり、大垣都市計画区域には1市3町があり、あとほかには美濃加茂郡都市計画、揖斐郡都市計画というのがあり、あとは市の単独の都市計画となっているというのは皆さん御存じのことかと思えます。

よくおっしゃれることが、瑞穂市、市の格で広域の都市計画というのは瑞穂市だけであるというようなこと、本来市になった時点で考えるべきであったということもよくお聞きをいたします。また、勘違いされている方もおられると思いますが、単独の都市計画になると住居フレームが大きくなるというようなことも思われがちだと思いますが、広域、そして単独都市計画についても、どちらについても県の指導があります。そんなに変わりはないということも伺っております。むしろフレームという点では、瑞穂市の面積は小さく、広域のほうがメリットがかえってあるのではないかとということも考えるところです。

そして、線引き、非線引きにするのかというような問題も出てきます。非線引きにした場合に、固定資産税の収入の減が伴ってまいります。さらに、今の準都市計画区域が調整区域になるというような、そんな深い問題もあると思えます。県内の状況は、広域、そして単独、線引き、そして非線引き、どちらかに偏っているというわけではなく、それぞれパターンが均等にあるというのが県内の状況であります。

この岐阜都市計画からの離脱という点については、岐阜市や近隣の3町との、またそして県との関わりも出てきます。何が瑞穂市において問題なのか、どうするといいいのかということを考えてながら慎重に考えていかなければならない問題だと理解をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 一部ここで単独の都市計画区域ということで、今、市長から大垣と、それから美濃加茂ですかね、それが複数の自治体にまたがっているということで、それは私ちょっと認識不足というんですか勉強不足のために、それは訂正させていただきますけど、私は5年先のことを言っておるわけやないんですよ。ですから、私も前に一般質問で、生産緑地法

という問題が22年度に、これは国土として大きな問題になってきますよということで、ここで一般質問させていただきました。これはどういうことかといいますと、名古屋近郊のところが今、農振地域と同じような税制上の優遇措置を受けておるけど、これは2022年に撤廃されるということなんですよ。ですから、そうなりますと、私はあのとき資料も皆様方にお配りしましたんですけど、一宮も、それから稲沢も、それから近郊のところもみんな生産緑地ということで、岐阜県は該当はありませんけど、そういうところで土地を持っておられるところが、それが農振地域並みの税制から一度に市街化区域並みの税制運用になったら固定資産税が100倍も上がっちゃうようなことで、これは大変だということで、今、政府のほうもそれを逐次延長というようなことは考えておられますけど、私は瑞穂市の2点の観点から質問させていただきました。

1つは、そういうことで生産緑地計画というものが、ここは穂積駅から名古屋駅までは25分ということで非常に名古屋の交通との利便性がいいということで、今、岐阜、それから大垣地域ではなかなか就業の場所がないということで、私も名古屋に勤務をしておったわけなんですけど、要するに名古屋名古屋ということで名古屋地域に行っちゃうわけなんですよ。そうしますと、私は基本的には中京圏だと思うんです、ここは。だから、瑞穂市も中京圏の一つだという捉え方で、そうになりましたときには、瑞穂市はどのような産業で、どのようなポテンシャルティを持って生きていくかということになりますと、住宅地域というものが僕は一番合っているんじゃないかなとロケーション的にも思います。

もう一つは、私も農業に従事しております、これから農業をやってくれる人がいないんですよ。私、3問目のところで質問するんですが、本当に今、深刻な問題なんですよ。ですから、そういうことで準都市計画区域で、今、部長はこのままで当分続けていくということでございますけど、私はここで発想の転換をやっていただきまして、瑞穂市の10年、20年先、要するに単独で自治体を維持していくためには、そのぐらいの大胆な発想を持ってやらないと、今の現状を延長ではなかなか難しいんじゃないかなということで、時間もございませんもので、いろいろこの件につきまして、執行部のお考えも分かりましたもんですから、次の回にまた質問させていただくということで、次の質問に移らせていただきます。

次に、企業誘致でございますけど、これも私、昨年の12月に一般質問で企業誘致計画の進行状況ということをお尋ねさせていただきました。その間、時間の経過もいたしておりますから変化もしてきておるだろうということを推察いたしまして、今回の質問をさせていただくことにいたしました。

御承知のように、本年に入り世界規模で発生した新型コロナウイルス感染問題も長期化により、いまだ感染の終息の見通しも立たず、経済活動へも多大な影響を及ぼしているのが現状であると思います。今月の8日に内閣府が発表しました4－6月の国内総生産（GDP）、季節

調整値で改定値は物価変動の影響を除く実質の前期比で7.9%の減、このペースが1年間続くと仮定した場合には年率換算で28.1%減という歴史的な数字が発表されました。いまだに出口が見えず、2年かかる人、3年かかる人、評論家によっては5年くらいかかるよということも巷間では言われております。

このような環境下におきまして、各自治体は歳入面において、今までどおり国からの国庫支出金、県からの支出金は多くは望めないという共通認識にありまして、他方、歳出面におきましては社会保障費等が年々増加することが予測されております。これに対応するためには歳入の安定確保、すなわち自主財源の確保が重要な課題だと言わざるを得ません。したがって、その方策といたしまして、企業誘致に安定財源の確保並びに雇用の増大を求める自治体が最近増えております。たしか私も前にちょっと質問させていただきましたときに、日本立地センターというところが2015年に、1,740幾つある自治体にアンケートをしましたところ、八十何%が企業誘致に積極的だということをたしか記事として私は目にしたことがありますけど、若干数字のところはアローアンスがございますから、それはちょっとお許しをいただくということで、そういうことで全国の各自治体も、今、企業誘致に非常に盛んになっておるようなわけがございます。

そこで、当市を取り巻く近隣の自治体の現在の動向を見ますと、まず最初に、最近脚光を浴びております自治体といたしまして北方町が上げられます。同町の曲路地区に広域交流拠点エリアとして8.9ヘクタールを、先日も新聞に出ておりましたけど、イオンさんがそこへ土地を確保されまして営業活動されると。そうしまして、柱本池之頭と言うんですかね、その地域には企業誘致として、エリアとして9.1ヘクタールあるんですけど、その中の4.4ヘクタールばか、東京に本社がございます、たしか笠松町と羽島市ですか、その2市町に今、工場を持っておられまして、そこを集約するというので、北方町に工場を集約工場として企業進出するというので。イオンさんにいたしましても、それから大洋電機さんにいたしましても2021年に開業予定をしておるということで、あと企業誘致として1区画だけが残っておるような状況がございます。特に北方町の、今、イオンさんが進出されましたところには、北方町が標榜しておられます新たなにぎわいを生み出す複合施設誘致を図る広域交流拠点整備事業ということで、これはイオンさんとコンセプトが一致したというふうにも言われております。

次に、お隣の本巣市でございますけど、ここも基本政策の柱の一つといたしまして、糸貫のインターチェンジが2024年に開通するわけがございますが、その立地条件を生かした企業誘致を推進することで、温井、浅木、国領地区の周辺で進出企業の要望に応じて用地買収を行うオーダーメイド方式の企業誘致を進める方式に活路を見いだしておられます。それにより地域経済の活性化と雇用の確保を図るという方針を立てておられます。

今度は西のほうへ行きまして揖斐郡に目を向けますと、大野町では揖斐川工業の跡地に約3

ヘクタールがございませうけど、ここも今、分譲中だということだ。それから池田町、旧日東あられの跡地も、ここも1.7ヘクタール分譲中であるということだございませう。

そこで、本市のことに入るわけだございませうが、2年ほど前に、私も先ほどお話しさせていたいただきましたように、7地区、工場誘致の候補地を選定していただきました。1つには森周辺地域で10.1ヘクタール、2番目には田之上周辺地域で5.5ヘクタール、3つ目には県道曾井中島美江寺大垣線と穂積巢南線の交わる古橋地域、セルフサービスのスタンドがございませう北側だと思ひませうけど、そこに14.5ヘクタール、それから岐阜巢南大野線沿いの美江寺周辺で10ヘクタール、それから美江寺西結線の十七条、十八条の地域、その道路から東の五六川堤防までの27.6ヘクタールと、そしてあと穂積地域の公営地域で3.2ヘクタールと、そして祖父江地域で9.1ヘクタールが一応選定をされました。

そこで質問だございませうが、期間といたしましては短うございませうが、この間にそれぞれの地域で何件ほどの企業誘致をまず成功されましたかということをお初めに質問させていただきます。都市整備部長、よろしくお願ひします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員の事前通告の中では本年度に入ってというような断りがありましたので、本年度に入っては企業誘致の件数は現在のところ一件もございませう。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ちょっと期間が短いし、次の質問に入るわけだですけど、では現在何件ほどの企業さんが進出の打診があるかということ。お話しできる範囲内だございませうから、ちょっとここで御返答いただきたいと思ひませうけど、よろしくお願ひします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 現在、移転も含めて3件の相談を受けているところだございませう。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、部長からお話しがございましたように、3件来ておるといふお話だすね。ということは、今、うちの組織といたしまして、商工農政観光課の中でこの企業誘致活動をやっていただいておりますわけなんですけど、この事業というものは片手間で企業誘致というのはなかなか難しいと思ひますね。私もちょっとホームページを見ましたら、本巢市、それから山巢市、それからどこやしらの町もあれですけど、やはり企業誘致というような窓口を持って、これは上部団体だございませう巢のほうにもいろいろお話にも、また相談にも行かなくてはならないと思ひますね。そのときに商工農政観光課というような、こういう3つの、そ

それはそれで優秀な職員様でございますから、そこら辺は十分、てきぱきと仕事はされると思いますけど、じゃあ相手の立場に立った場合に、その名称を見てどういう感じを受けるかということなんですよね。そこはやはりビジネスの世界で、こういう企業誘致というのは大変な問題なんです。だから、そういうときに専任体制をもってやらないと私はいけないと思うんですよ。

それで、また例を言って申し訳ないんですけど、私、本巢市の財務報告をちょっと見ましたんですけど、本巢市の市税の中で固定資産税というのが30億ばかりあるんですよ。30億ですよ。それから、市民税とかそういうものは20億なんですよ、それで50億。当市は37億ばかりですかね、一般のほう。ちょっと私はアバウトです……、いいです、市長。

それから、固定資産税の30億ですけど、先般のお話で企業関係は10億ぐらいだという話をちらっと、3割ほどと言われたもので、30億の3割といたら10億弱ですから10億ぐらいかと思っておるんですけど、その中で土地と、建物と、それから償却資産ということで分けまして、今、資料がどこへ行っちゃったか分かりませんもんで申し訳ないんですけど、たしか償却資産でも10億何ぼのあれなんですよ。固定資産税が発生しておるということは、償却資産の大半は企業だと思うんですよ。一般の個人で、幾ら本巢市が農業で盛んだといっても、農業でそんなに億という固定資産税を償却資産として出してくれるようなところは集計しても私はないと思うんですよ。ということは、その大半は企業なんですよ。

ですから、そういう意味からしても、先ほど言いましたように、自主財源の安定化ということを行いますと、企業誘致によって、法人事業税という問題もありますけど、これは赤字だったら入りませんもんでいけませんけど、均等割部分というか、そういう固定割部分が入ってくるんですけど、私は企業誘致をしないと、なかなか今後の瑞穂市も大きな事業もやっていくわけでございますし、自主財源を確保するということになりますと、そこに一番の視点というんですか、それをやって、そういうことをやっていかないとなかなか瑞穂市も、今のところは70億弱の自主財源がありますから、民生費が70億強ありますから、市税関係では六十七、八億ですから、2億ばかりちょっと不足していると思うんですけど。

そのようなことで、そこに新たなまた目を向けて事業をやっていただかないと大変ではないかなということで、最後に市長に、企業誘致のところで、そういうことで私は組織の問題を先ほど質問させていただきましたんですけど、企業誘致を今後本格的にやっていく。それから、先ほど都市整備部長から、この1年の間に3社もお話が向こうから来ておるんですよ。こちらが打診じゃなくて、向こうからいい土地がないかということで。そういうことですから、非常に厳しい環境下ではありますけど、企業にとりましても、我々一般の生活者にしましても大変厳しい中でございますけど、まだ企業はこれから拡張ということで土地を求めておる企業も結構あると思いますよね。ですから、そういうところに視点を当てるというようなことで組織体

制をどういうふうにご考慮されるか、市長、御答弁をよろしくごお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいま議員御紹介のとおり、企業誘致に関しましては商工農政観光課が担当しております。今のところは現在の体制を維持しながら、県の企業誘致課と連携しまして企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） じゃあ次に、時間も20分しかございませんもんで。

タブレットのほうにも入っておると思いますけど、傍聴の方にはちょっと見にくい資料で申し訳ございませんけど、工場立地動向調査というのがお渡ししてございます。これはどういうことかといいますと、この中で一つ言えることは、この資料の目的は2つございまして、1つは裏面のほうに47都道府県の順位で、岐阜県が立地件数では5番目ですか。立地面積では10番目とちょっと下がっておりますけど、そういう好ポジションの中にいると。

そしてもう一点は、岐阜県を5区域に分けましたときに、どの地域が最近企業誘致に積極的に、企業のほうも進出をしていただけるかということで、そういう視点という意味でこの資料をお配りしております。この中でXという数値が入っておりますけど、これも経済産業省のほうに問合せしましたら、なかなかシークレットの部分があるから、それはちょっと出せないよということで、それは企業さんがそういうことでありましたらやむを得ないなということで、一社でもそういうところがありましたら集計数値とはなりませんもので、Xということで出ておるとのことだけ事前に御了解を願いたいと思います。

それで、この資料を基に質問をさせていただきます。

この資料は、毎年、経済産業省から工場立地動向調査の結果が発表されております。全国の製造業等の工場立地件数、工場立地面積を把握できる権威あるデータということで活用されております。

そこで、お手元に配付しました資料を基に質問いたします。

まず、先ほどから言いましたように、目的のところは2つありますよということで、1つ目でございますが、都道府県ベースで立地件数を見ますと、ここ2年、岐阜県は、2018年は6位、2019年は5位と、他県と比較して高い順位で推移しておりますが、その主な要因は何であるかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） ただいまの議員の御紹介いただきました資料をもう少し分析させていただきますと、製造業等の立地件数は52件で、全国で5位というような状況です。そのうち、1ヘクタール以上の比較的大規模な立地というのは15件となっておりますのでござい

す。また、後ほど御質問を受けると思いますが、岐阜県の地域別の立地件数を見ますと、西濃地域が16件、中濃地域が15件というような状況になっております。さらに、52件のうち新設というものが27件となっております。また、52件のうち県外の企業の立地というのは16件となっております。立地件数52件のうち新たな生産の拠点として28件、全体の54%を占めているというような状況でございます。

そういった意味で、岐阜県において立地件数が高いとされる要因につきましては、東海環状自動車道の整備に伴うインターチェンジの段階的な開通に伴い、その道路のストック効果が発現されていることが考えられます。東海環状自動車道の着工、これは全線の着工が平成12年となっております。その後、沿線には工業団地が30か所完成し、これに伴い企業誘致に関し、県と市町村とが連携して積極的に行っていることもあり、沿線市町の製造業従事者数が約2.6万人増加し、製造品出荷額等が約8兆円増加いたしました。

また、県内の強固な地盤が評価され、地震による津波被害を避けるため内陸部への生産拠点の立地が進んだことが、その要因と考えられます。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 杉原議員の企業誘致のお答えをさせていただきます。

今まで瑞穂市は、比較的といいますか、立地条件がよくて企業が来ていただける、そんな状況でした。しかし、今、この瑞穂市を取り巻く周りの環境を見てもらいますと、議員も御質問の中でおっしゃられたように、東海環状道路大野神戸インター、そして本巣インター、山県も開通しています。南を見ますと、名神高速道路の安八スマートインターもあります。それぞれの市町が、今、企業誘致に大きく打って出ているようなところでございます。

瑞穂市を振り返ってみますと、まずは現在の十七条地内の工業誘致、企業誘致がしっかり埋まってこない、新たに農振地域での農振除外は難しいということも言われています。そのようなことを考えて、瑞穂市に合った企業誘致をしていかなければならない。例えば商業施設など、そのようなものについては瑞穂市でも可能性があるということも思っております。

そして、先ほど来おっしゃられておりますが、商工農政観光課という課の中で、おっしゃられるように、ここが企業誘致の担当部署なのかということ、なかなか難しいといいますか、市外から担当の方が来られたときにも、その名称を見て思われることも一理あると思いますので、その辺りについてもしっかり組織の見直しの中でも検討はさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁とします。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、市長よりか組織のほうも見直しをしていただけるということで、特に選定いただきました7工場誘致地域でも、この十七条、十八条のところは27.6ヘクタール

ということで一番面積も多いところでありまして、また多分、私の推測では、鹿野部長が3件と言われましたところも、大体、そこをめぐりに企業のところも、やっぱり企業が一番来やすい場所は何かといいますと工場地帯なんです。1件ばかりですと、いろんな地域との問題がありまして、企業さんも新たにそこへ進出ということはなかなか難しいというようなこと。工場地帯のところ、また環境もよくて、それから資源、要するにここら辺は水の資源が地下水で非常に豊富ですから、企業と工場というものは水を一番大事にいたしまして、そういう点からお話が来ておるだろうということで、またこの瑞穂市も交通アクセスも、先ほど部長も、それから市長もお話しされましたんですけど、非常に立地条件もこれからよくなってくだろうということで、それをうまく、そういうストロングポイントをうまく活用して瑞穂市の発展に、これからリーダーシップとして発揮していただきたいということを切望いたしまして、最後の質問に入らせていただきます。

農業振興地域内の土地利用でございますが、私は今まで折に触れて、特に中・西校区の発展の障害になっている課題の一つとして農振地域内の土地利用にあるということを主張してまいりました。中でも私が住んでおります中校区の農地の所有者の中には、年々農地問題に焦りの感が上がってきておる様子が私自身も含めましてございます。地権者は高齢になるにつれて、あと何年農業に従事できるか、特に柿畑の管理というものに手を焼いておられるのが現状でございます。

その現状が端的に表れている場所といたしまして、十七条と十八条の学童が中小学校に通学いたします市道915号線の両側の土地でございます。以前は、ここは水稻の苗場として利用されていた土地が大半でございまして、現在は柿畑とか、あと一部の方が野菜畑として利用されています。特にここ数年の状況を見ますと、皆様方も一度車で走っていただきますと分かりますように、十八条地域の柿の伐採が急に進んでおりまして、耕作放棄地が散見されておるのが現状でございます。

このような状況下におきまして、最初の質問ですが、行政サイドも当然このことは認識されていると考えますが、将来を見据えたこの地域の土地利用構想というものがありましたら、お示し願います。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 土地利用構想につきまして、特に西・中地区の件につきましては、農政サイド側では瑞穂農業振興地域整備計画がございまして、都市計画サイドでは、瑞穂市都市計画マスタープランというものがございまして、このそれぞれの整備計画につきまして少し御説明申し上げますと、瑞穂農業振興地域整備計画では、農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、地域農業の合理化と安定化を目指し、優良農地の確保と意欲ある農業者の支援・育成を図り農業の健全な発展を図ることとしております。本計画書の中では、西地域及

び中地域において、田園風景と調和した住環境の向上及び特色化に努め、また農・住・工が調和した安らぎと活力のあるまちづくりを推進するとしています。

また、瑞穂都市計画マスタープランの地域別構想の中では、東海環状自動車道大野神戸インターチェンジに近接するという地域性とアクセス道路である主要地方道岐阜県南大野線バイパスの整備に伴う交通条件を生かし、産業の集積を図ることとしています。今後も地域の現状やまちの動向を見据え、農業と健全な調和を図りながら検討していきたいと考えております。

また、議員の御指摘の柿畑の伐採、ここ数年で急激に進んでいるというような状況につきましても、農地の有効利用及び保全を図るため農業委員会及びぎふ農協と連携して農地中間管理事業を活用し、集落や農家の意向に沿って策定された人・農地プランに位置づけられた意欲的な担い手へ農地を集積・集約化できるよう推進していきたいと考えております。

また、新規に就農したい意欲のある農業者に対して、国の補助事業を活用しながら、ぎふ農協や岐阜農林事務所と連携を図り、農地の貸し借りや就農計画などのサポートを引き続き行ってまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 時間も参りましたから最後の質問でございますが、冒頭にもちょっとお話をさせていただきましたんですけど、農振除外のことにつきまして適合基準というものをつくられまして、今、農業委員会のほうで、農地部会ですか、諮問をされておられるということでございますが、部長のところに入ってきております情報ということで、公開できる範囲内で結構でございますが、どのような進行状況になっておるかということをお話しさせていただくと同時に、先ほど言いましたように、この農振地域は全部、農振除外というものは私自身もできないと思っていますし、国もそのような方向ではないということだけは私自身も分かっておりますから、それは適合基準でどの範囲内までを一応農業委員会のほうに諮問されてどういう審議が進んでおるかということだけ、分かる範囲内で結構でございますから、御返事をいただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る瑞穂市の適合基準の改正につきましては、無秩序な開発により農地がスプロール化しないことに配慮しつつ、地区内の人口減少による自治会、小学校等の地域コミュニティの機能の低下を防止することを目的に、一定の基準の下、既存集落またはその周辺に非農家の方が住宅を建築できるよう、その見直しを検討しているところでございます。

適合基準の見直しの審議状況については、現在、関係団体へ改正内容を伝え検討を行っている最中でございます。改正が決まり次第、また運用の見直しについては広報やホームページ等

で周知を行ってまいりたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） そういうことで、本当に御尽力いただいております、我々、十七条の当事者であれなんですけど、皆さん、この話が一步でも半歩でも前進すると非常に地域の方が喜ばれると思います。今、現実問題といたしまして、先ほども言いましたように、名古屋勤務の方が結構多うございます。それで、自分のところで土地があっても、そこで分家が建てられないということで、先ほど言いましたように、穂積から名古屋の駅近辺まで、私も桜通のところに一時おりましたんです。今は本社が駅前に来ておりますけど、1時間内で通勤範囲内なんですよね。ですから、そうなりますと、地元で分家というものが建てられる、そういう土地があれば非常にいいのではないかなということで、特に我々の地域といいますのは、中校区は人口減少で集落がなくなるかも分からないというようなことで危惧をされておられる方も見えますから、そういうことで土地利用を前向きに考えていただくということは私も非常に喜んでおりますし、地区の皆さんも大変喜んでおられると。このお話を聞いたら喜んでおられるということでございますけど、また細部にわたって詰めないかんところがございますから、それは正しい情報を提供せないきませんから、そういうことでひとつ決まり次第、市民の皆様にも情報を下ろしていただくということをお願いいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

3番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 議席番号3番、無所属の会、若原達夫でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、1つ目を除き、9月のこの議会で聞かなければならない質問が中心になります。

質問内容は5つになります。昨日の一般質問と重なる項目もありますが、できるだけ重複しないように質問させていただきたいと思っております。

また、2つ目の質問と5つ目の質問は関連がございますので、併せて質問させていただきたいと思っております。

これより質問席より質問をさせていただきます。

それでは、1つ目の質問をさせていただきます。

昨日の松野藤四郎議員の質問の中にもありましたが、確認の意味で質問をさせていただきます。県道92号線（岐阜県南大野線）の進捗状況と今後の予定についてであります。

県道92号線（岐阜県南大野線）は、岐阜市中心部より瑞穂市へと続き、瑞穂市を横断する東西の主要な幹線道路として、国道21号線とともに瑞穂市の発展の要として重要な位置づけであります。

この道路は現在、樽見鉄道のアンダーパスの西約200メートルで工事が中断し、時期は定かではありませんが、15年以上工事が滞っている状態であります。この道路について、県道ではございますが、改めて以下の質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、工事が15年以上滞っている、その大きな要因について、御説明をよろしく願いたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいま御質問がありました主要地方道岐阜県南大野線の進捗状況について説明させていただきます。

まず第1に、15年以上滞っている原因というようにございまして。

まずもって工事を進めるに当たりまして、平成14年ぐらいになりますが、地元説明会を行っております。その中で一部住民から反対の声が上がったということにより事業を中断しておったという時期がございまして。その間にも資料収集だとか、いろんな調査のほうは進めておりました。事業再開、平成24年になりますけど、その辺りから用地の取得を順次行ってまいった次第でございまして。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 昨日の説明の中にもございましたが、現在、地権者との交渉はどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

昨日の説明の中で、残りあと3筆、1筆は交渉が終わり同じ地権者の2筆が残っている状態で、相続人が10名近くお見えになる。中には行方不明、連絡が取れない方も見えると説明がありました。

確認したいことは、田之上のショッピングセンターの東側の北へ延びる県道170号線までの工事を完成させるための地権者が残りこの3筆だけでいいのか、またそこまでの道路工を進める上で新たな地権者の確認が必要なのかを御確認したいと思います。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 御質問いただきました地権者の件でございまして、昨日答弁させていただきましたとおり、先月1件解決いたしましたので、残り筆としては2筆、1件の地権者の方でございまして。そちらの方も文書を送ったりして、鋭意交渉に向けて進めております。何とぞ御理解のほど、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 連絡の取れない場合の法的な措置とか、方法というのは何かございますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 不在者とか相続によって人がいろんなところに行った場合、法的な手続となりますと土地収用法というものがございます。土地収用法というもので不在者とか行方不明者に対しては、裁判所にお金を預けて取得する供託制度というのがございますので、最後にはそういう収用という形になるかと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） もう一度お尋ねしますが、その3筆で県道170号まで全て土地買収は終わるということでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 170号、田之上屋井までの区間では、解決したのを含めて、あと2筆、1件でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） ということは、その残り2筆に対して、今、交渉の最中であるという確認をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） ただいま文書のほうを送付して作業している最中でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） それでは、今後の工事の予定について改めてお尋ねしたいと思います。

その中で、まずは犀川の橋の建設予定時期、そして先ほど申しましたように、この170号田之上屋井線までの工事が区切りとして完成する予定があるのか、橋だけ架けて終わるのか、その進行状況、どこの区域を優先的に工事をやられるのか、そういった工事の予定をお聞きしたい。そして、できれば最終的にこの170号までの完成予定時期、現段階で不明な点はあるとは思いますが、分かる範囲で御回答願えるとありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 先ほど来から申しておりますとおり、残りの用地というのが契約できていない件が2筆ございます。その2筆というのが、ちょうど犀川に架かります橋の橋台といまして、橋を載つける基礎の部分に当たります。その部分が買収できないと、結果的にそこ

の橋の設計というものに着手できないこととなります。

現在の事業化区間、田之上屋井線まででございます。昨日もお話しさせてもらったんですが、昨年も道路改良事業のほうを60メートルほど進めております。今年度は清流みずほの辺りの市道の取付け部分、あちらのほうの工事をやらせていただくような形になっております。いわゆる工事といたしましては、重里の今工事が止まっている部分、あそこから橋梁を架けて、清流みずほにわたって田之上屋井までの区間になります。一番の用地問題を解決いたしまして、まずは橋梁の設計、実際に土地が買収できる範囲というものが決まりましたら、その設計に入ります。その後、実際の用地を取得して工事のほうに着手することになるかと思えます。実際の完了の時期については地権者さん次第ということになりますので、明言はできないところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） では、引き続き交渉のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

2つ目の質問は、小・中学校の修学旅行の中止に伴う代行処置についてになります。この内容も昨日の広瀬議員の質問とも重なりますが、観点を変えて質問させていただきます。5つ目の質問、家族で修学旅行とも関連いたしますので、併せて質問をさせていただきます。

コロナ禍の中、小・中学校の修学旅行が8月下旬に中止が決定され、各校より各家庭にその旨が報告されました、しかし、その後、岐阜県では感染者が確認されない日や1桁台にとどまるなど、かなり感染者が落ち着き、改善に向かっています。このような状況を受け、岐阜県では9月上旬に改めて修学旅行の再開に向けた政策が打ち出され、9月の議会では予算化に向けた審議が始まろうとしています。

瑞穂市においても、こうした状況を受け、また市長の子供たちを修学旅行に連れていきたいとの意向もあり、再開に向けた動きが始まり、昨日の加納教育長の回答にもありましたように、県内での日帰り旅行、修学旅行を各学校単位で検討しているとの説明がありました。

子供たちにとって修学旅行は学校生活の中で最後の最大の、また最も思い出に残る行事だと私は思います。こうした見地から、私は修学旅行について以下の質問をさせていただきます。

改めて修学旅行が中止になった経緯と、その後再開に向けて検討された一連の流れの内容について御説明をお願いしたいと思います。その中で、特に当事者である子供たちの意見や保護者の意見がどのように反映されたのかをお尋ねしたいと思います。

また、8月に中止の決定が教育委員会、校長先生など、苦肉の判断をされたこととは存じますが、教育委員会の判断として下された結論のように見え、市役所内での調整、他部署での調

整ができていないように感じられます。これらを踏まえて御回答をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

若原議員の小・中学校における修学旅行の中止、この中止に至った経緯、そしてそれに代わる活動が再開されることについての状況についての御質問についてお答えしたいと思います。

まず修学旅行についてでございますが、3月1日から全国的に臨時休業という中で、我々もいろいろ考えてきたところでございます。新年度になりまして多くの行事等については中止の決定をしたわけですが、ずうっと中止の決定をしなかったのは修学旅行です。これは、その教育的意義とか児童・生徒の心情に配慮することを大切にしてきたということがございます。ですので、何らかの方策を立てることはできないかということで、中止という決定はずうっと先延ばしにしてきたところでございます。

そんな中で我々が検討した内容については、だんだん状況が悪化しているというところで、日程を変えることはできないか、あるいは宿泊地を変更することはできないかといった、いわゆる児童・生徒の健康、安全を最大限に課題として考えてきたところでございます。我々教育委員会の見解も示しながら、国や県の方針等と照らし合わせて校長会を中心に話し合いをしてきたところでございます。3月以来ずうっと検討してきて、最終的には8月の会議で子供の安全確保というのを大きく取り上げる中で、次のように3点が問題となって残っておりました。修学旅行の実施時期である秋頃、このときに感染の状況はどうか予想ができない。2つ目には、旅行直前に感染者が確認された場合、中止になるが、そのときの対応はどのようにするのか。3つ目には、旅行先で子供の中から感染者が出た場合の対応。このようなことが大きな課題として残り、さらに7月31日には県が独自に第2波の非常事態を発表されました。特に他県への移動については自粛することが求められたところでございます。

さらに、そこへ県の教育委員会からは通知が参りまして、県立学校は全て延期をすることに決定しました。県立学校の場合は高校が中心でございますが、高等学校は2年生で修学旅行に行くので翌年度に延期しても対応できるわけですが、小・中学校の場合は小学校6年生、中学校3年生ということで最終学年になっております。なかなかこれは難しいなというところですが、県立学校の判断を基に市町村立学校もそういった方向で考えてほしいという通知でした。このような状況の中から、校長会では中止としたいというような決定が出たわけでございます。よって、校長会と共に話し合ってきた教育委員会としましては、その意向を受けて市全体として同じスタンスで中止というような決定をしたところでございます。

子供たちや保護者からの声をいただいております。例えば「残念ですが、感染状況が拡大している以上仕方がないことだと思う。私たちのために何度も検討してくれてありがとう」とい

った子供の声であるとか、保護者の方からは、「修学旅行が実施となったら、親は行かせたくなくても子供は行きたいと言う。このような感染状況を踏まえた決定はよかった」という声もございました。親さんや子供たちの声にはそれぞれございますが、決定についての、それは早いんじゃないとか、その決定はいいのかというような要望や、そういったものは一切学校や教育委員会にはない状況でございました。

そういうような状況がありましたが、9月に入って状況が変わってきたということは昨日からお話ししているところでございますが、状況が上向きになっている現状を踏まえて県の教育委員会から示された内容は、こういう状況下の中で、宿泊を伴う行程における感染防止の徹底は非常に困難である。宿泊を伴う旅行等についてはリスクが高い。ただし、日帰りによる実施を検討してほしいという要請があったわけでございます。

瑞穂市においても、実施に対する何らかの支援を講じて、日帰りによる校外活動を奨励したところでございます。といったところで、小学校・中学校ともに日帰りのできる方法、県内での移動、そういったものを中心に今検討を始めたところでございます。

各学校におきまして現状を申しますと、行き先の検討から入りました。県内の施設をいかに活用するか。例えば各務原にあります航空宇宙博物館、あるいは高山の陣屋であるとか白川郷、あるいは東濃の妻籠・馬籠宿、こういったところは県の施設として紹介がなされております。そういったところを参考に、各学校では今、行き先の検討をして、その行程等も含めて計画ができつつあるところでございます。ただし、考え方としまして、教室がバスに代わるというのを大事にしていきたいとか、それを原則にしていきたいと思いますということを今示しておるところでございます。

また、これについては詳しく10月になったら学校に示すわけですが、教室をバスに移したときに、3密を避けるというのはやはり基調として考えなきゃいけません。バスに乗る前には必ず検温、マスクの徹底をした上でバスに乗ります。バスも密を避けるために台数を増やします。学校によっては4学級ある学校で、人数を数えると4台ではなく8台必要になってくる学校もございます。そういったところの増大の台数については、県のほうが補助をするというような方向で、今、予算のほうを検討いただいております。バスには2席で1人座るといような状況で行く予定になっております。

また、班がまとまって活動を修学旅行等では行うわけですが、今回の校外での活動については班での活動は控えると。あるいは行程の中で1時間に1回は換気を含めてバスを停車して空気の入替え等も行うというようなことを考えているわけですが、1つ課題に出ましたのが、教職員が不足します。そこで、4台増える学校なんかは、教職員はそんなに行けませんので、どのバスにもバスガイドさんが必要ではないかということで、そういった方の要請もかけなきゃいけないということも考えているところでございます。そういった方向で今検討がかなり具体

的に進んでいるというのが現状でございます。

また、先ほど御質問にありました調整の状況でございますが、瑞穂市の場合は小学校・中学校合わせて10校でございます。常に教育委員会と一緒に協力をしてきました。教育委員会が押しつけることなく、こういう状況を踏まえて検討してほしいという提示の仕方をずうっとしてきております。校長会の要望を全て受けるわけじゃないんですが、校長会と共に協力をしているというのが瑞穂市のスタンスでございます。校長会の要望、あるいは教育委員会の考え、それを全て併せた上での協議というのを3月以来繰り返してきておりますので、調整については何ら不足しているというのではないかと私たちは考えておりますし、どの校長に聞いていただいても同じことを言ってもらえると私は思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 経緯につきましては、いろいろ詳しく教えていただきました。どうもありがとうございます。今後もやはり子供たちの感染予防を第一に考えて、修学旅行の計画を引き続き御指導されるようお願いしたいと思います。

次に、岐阜県下では日々改善しつつあるコロナ禍の状況を踏まえ、審議が始まる案件ではありますが、9月議会で県内の地域資源を活用した日帰り修学旅行等の支援が提言され、同じく家族で修学旅行プランも提案され審議が始まっています。この政策は特に小学校における家庭をターゲットに、県内の文化・自然資源などを割引価格で周遊できる観光・産業の振興策が検討されています。先ほど教育長のバスの助成金も、こういったところから出てくる可能性があると思いますが、そうした政策が、今、県のほうで検討されております。

また、これにつきまして隣の本巢市では、新聞報道、おとついでですか、されたと思いますが、修学旅行の議会での一般質問の回答に、コロナの年だからこそ夢のある企画を提供したいと述べ、中学校3年生では、何年後でもいいので友達と旅行がしたいとの声があり、二十歳、20歳になってから修学旅行に行こうではないか。また6年生におきましては、京都・奈良に行ってみたいとの願いが強く、修学旅行ではなく家族で修学旅行を利用した、そうした政策を訴えられているというふうに報道されています。また、この政策につきまして本巢市は旅費の一部を負担する、そのような報道がなされておりました。

この本巢市の取組全てが必ずしも私は善であるとは思いませんが、瑞穂市として修学旅行の在り方や政策について、また審議中ではございますが、県のこうした政策を利用して今後どのような方向で関わりを持っていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

あわせて、再度になりますが、教育長の修学旅行、子供たちに対する熱い思いをお聞かせ願えるとありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 家族で修学旅行については、後ほど山本企画部長さんから答弁があるかと思いますが、修学旅行につきましては、今いる子供たちに何ができるかというのが大事だと私たちは考えています。決してよその市町のことを否定するわけではありませんが、今いる子供たち全てに同じようにということを考えていきたいと思っておりますので、先ほどのような感染防止策を講じた上で、どの子供にも今できることを各学校では考えていますし、市としてもそういった応援をしていきたいということを原則に進めていきたいというのが考えてございます。以上です。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） おはようございます。

今、若原議員のほうからありました家族で修学旅行プランのお話でございます。

御質問の件は、令和2年9月1日に開催されました岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会と併せて岐阜県対策本部員会議で決定されました「新型コロナウイルス感染症総合対策～新たな波に備えて～」にございます2項目め、経済・雇用対策のジャンルでございますが、その中の観光対策の一事業として家族で県内修学旅行プランというものを実施するというふうに県が提案されたと理解しておるものです。

現在、9月の岐阜県定例議会に提出される補正予算に計上されるものと聞いております。また、県議会開催中でございますので、現時点で予算が議決されたものではございません。何分、岐阜県が実施される事業でございますので、現段階では正式な情報が得られていない状況でありますので、この御質問には答弁しかねるという状態です。

お話にありました修学旅行の件と、こちらの修学旅行プラン、修学旅行プランというのは家族でということなので、学校とは全く切り離してあるというものです。だから、混同をしてもらうとちょっと困るかなというところがございます。私どもは、この修学旅行プランという観光対策のほうでどんなものなのかというのは、また今後注視させていただいて、また考えさせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 県議会のほうも今日から議会が始まるというようなことをお聞きしておりますが、なかなか答えにくい質問で申し訳ないと思います。

この問題の最後に、市長におかれまして子供たちを修学旅行に行かせたい、そんな強い思いがあると聞いておりますが、何かその思いと、また瑞穂市での政策にどのように関わっているのか、お聞きかせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若原議員の修学旅行についての思いというような御質問ですが、まず私

は修学旅行に限らず、瑞穂市の子供たちには、このまちに愛着を持っていただきたい。そのためいろいろな事業やまちづくりを進めていきたい。中でも、特に中学生までに、このまちに愛着を持っていただくことが一番であるということをもまず思っております。修学旅行については、9月1日に県のコロナ対策のテレビ会議の中で、県の補正予算の内容が少し話されました。その中で、コロナウイルスの感染症、落ち着きを見せているので、県としてもバスの増便などの予算を計上するというような、そんな動きの中から、教育長には次のように、県の状況を受けて修学旅行、6年生には何とか思い出になるようなものをつくっていただきたい。もう一つは、中学生には受験がある、そして授業時間にも影響するというので無理なくということ。この2点だけ教育長にはお話をしました。

その2点の中の本意というのが実はあります。子供たちには自主的に、クラス単位や学年で自分たちの修学旅行をどうしていくのかということを考えてもらいたい。もう一点は、先が見えないコロナウイルスの中で、何か一つでも確かなものを子供たちに与えてあげたいというようなことです。私も幼い頃には運動会があり、遠足があり、そして修学旅行があり、それを目標として、節目として学校生活を送ってきました。この修学旅行がないということが、この後、子供たちにとって、言葉は悪いですが、この学年が<sup>※</sup>コロナ学年とか、そんなふうには呼ばれないためにも、どうしても修学旅行は実現したい、実現させてあげたい、そんな思いから教育長には2点だけ、そのような形で思いを伝えたということがございます。

以上で答弁とします。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 以上で修学旅行の問題について終わらせていただきます。

次に、3つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

3つ目の質問は、小・中学校の行事の見直しについてになります。

これもやはり昨日、広瀬議員の回答の中にもございましたが、同じく観点を換え質問させていただきたいと思います。

今、小・中学校では運動会、体育祭、発表会などをはじめ、コロナ感染症の影響を受け、ほぼ全ての行事が中止に追い込まれています。感染予防、人命尊重の立場からすれば、当然、極力リスクを避ける、そうした判断に従った正しいものだと私は思っております。しかし、県下、瑞穂市の感染者数の減少を受け、学校単位、学年単位で遠足や運動会、体育祭に代わる新たな行事が再検討されていると昨日の説明の中でもありました。現時点で具体的にどのような計画がなされているのか、把握している範囲で回答をお願いしたいと思います。

また、当然コロナ禍での行事にはなると思いますが。保護者などは参加できるのか。また、その保護者に対する対策等いろいろと御検討中だとは思いますが。それに対する御指導方法などを

※ 後刻訂正発言あり

お尋ねしたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 修学旅行につきましては先ほど答弁させていただいたとおりですが、そのほかの行事の中で答弁させていただきたいと思います。

先ほども言いましたが、9月1日に県の教育委員会から通知がありまして、状況を踏まえてということがあります。そこでは、3密を避けて感染拡大防止の対策を講じた上で、できることを慎重に審議してほしいというような内容でございます。今までの対策、対応については変えないよと。その上でできることを検討してほしいと。安易に何でもいいよというわけではないというところがありました。

このような考え方に至った経緯につきましては、学校教育の場において子供たちの安全を最優先に考えて、そのための対応をきちっとやってきた、その成果の一つかと思っております。よって、基本的には3密を避ける、感染拡大防止策を講じるということを行って、子供たちの人命を最優先に据えて実施することについては変えることはございません。

その上で、どのようにやるのかということでございます。今、各学校においては、運動会とか体育大会に代わる活動について具体的に考えております。先ほどの修学旅行に代わるものも並行して考えておるわけですが、例えばある学校のことを紹介させていただきますが、ここは毎年運動会に実施する演目がありました。それは6年生がやる「ソーラン」という演目でございます。子供たちは、6年生になったら「ソーラン」が踊れるという楽しみを持っています。ところが、今年は運動会が中止。子供たち、6年生は本当に残念な気持ちでいたところ、何らかの方策を講じればいいということによって、子供たちから校長のほうに何とかやらせてもらえないかという要望が出ました。校長先生をはじめ6年生の先生を中心に、校庭でいっぱい広がって練習する日を設ける。そのことによって3密を避ける。今までのことはきちっと守って活動ができるということで取組を今始めているところです。そうした3密を避けた防止策を講じた上での活動を行うことによって、それを演ずることができるという状況まで来ております。

これについての参観も同時に考えてほしいということをお願いしております。6年生の保護者に限り、きちっと観覧できるエリアを設けた上で、保護者の方々にも検温、マスク、それから密を避けるソーシャルディスタンスを守っていただいて子供たちの様子を見てくださというようお願いを今後する予定でございます。そうすることによって、子供たちもやり切ったという達成感、満足感を味わうと同時に、保護者の方にとっても久しぶりの参観ということで学校に来ていただける機会をつくり、その中でたとえ1種目だけでも子供たちのやり切った様子を見ていただけるような、そんな機会を各学校で今後考えていきたいと考えており今進めてもらっているところでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 今、6年生の保護者のみというお話でしたが、1年生から5年生の行事をやられる場合の参観というのは見送るということによろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 学校によっては、例えば縦割りでやるような行事も考えております。学校の規模とか、学校の今までの取組の大切にしてきたことを基にして活動を考えている学校もございますので、学年別であったり、縦割りであったり、その両方を入れる学校もございます。そういうふうな形で、今、全ての学校でいろいろ取り組んでおります。

中学校ぐらいになると、併せてお話ししますと、例えば大縄跳び大会をやりましょう。ところが、従来の大縄跳びをやると密になります。クラスを3つに分けてやろう。その合計点を合わせて記録を発表しようというような形で取り組む学校もございます。ですので、規模だとか、子供たちの成長の様子であるとかいうのを含めて、全ての学校、全ての学年で代わるものを考えているというところで今進んでいるところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） 根底にあるのは、やはり子供たちの楽しみを取らない、そこが一番私は大事かなと思います。引き続き御指導のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後の質問、4つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

コロナウイルス対策の進捗状況と今後についてになります。

5月の臨時会で可決された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,500万円、そして7月の臨時会で可決された国の第2次補正予算4億1,174万円など、予算を活用して進められているコロナ対策の事業の中で、特に今、瑞穂市が独自に進めている事業についてお尋ねしたいと思います。

1次予算の関係では、中学生までを対象とした「みずほ子育て応援給付金」の支給、高校生までを対象とした「かきりん振興券」の配付、飲食店を対象としたスタンプラリー、また第2次関係では商品券発行補助事業、エコバッグ製作委託事業、高齢者・障害者への「かきりん振興券」の配付などがあります。まだ事業が始まっていない事業もありますが、それぞれの事業の現時点での進捗状況をお尋ねしたいと思います。

また、各事業の予算の執行状況についても重ねてお尋ねしたいと思います。特に事業が終わったものにつきましては不用額が発生しているのか、その場合の金額についてもお尋ねします。

また、途中の事業についても、見込額、不用額の見込額が、現時点で分かる範囲で構わないと思いますので、御回答をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの若原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1次予算関係の中学生までを対象とした子ども・子育て応援給付金についてでございます。

これにつきましては、児童手当の受給者ということで4,823人、対象児童が7,888人、公務員の方については379人、対象児童644人でございます。支払総額は8,532万円と現在なっております。しかしながら、事業は年度内に継続中でございます。特に公務員の方の申請は現在も受け付けておるところでございます。

不用額につきましては、現在のところでは単純に1,000万ほどあるところでございますけれども、今後の申請を見ながら、また精査をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） では、まず高校生までを対象とした「かきりん振興券」について御説明をします。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため地域振興券を配付し、振興券活用により地域経済の維持を支援することを目的に実施しております。市内の18歳までの児童等1万435人を配付対象として、配付対象者へ1万円分、1,000円の振興券を10枚セットにしたものですが、それを令和2年7月27日に順次、簡易書留にて郵送しました。現在、お届けはほぼ完了しております。使える登録店舗のほうは8月末現在で143店舗でございます。利用していただいているということでございます。

続きまして、飲食店利用者を対象としたスタンプラリーについて御説明します。

これは、新型コロナウイルスの影響により売上げが激減しております飲食店事業者のほうへ、お客さんを取り戻すための特典付スタンプラリー実施するものでございます。対象店舗で500円以上の飲食をしていただきますとシールを1枚配付されます。異なる店舗を5か所回っていただくと5シールを集めていただきます。そうすると1,000円のかきりん振興券と交換できるというものです。

進捗状況につきましては、1,332件、9月8日時点で26.6%の利用があったということです。残り3,668件となっております。この1,332件というのは、1,000円の振興券をもう5か所回って取りに見えたという方の件数です。

以上の2事業の予算執行状況は4.2%、執行額504万1,000円ということでございます。不用額は、これは大変人気がありますので、発生しないと見込んでおります。

続いて、商品券発行補助事業についてでございます。

これは、高齢者及び障害者にかきりん振興券5,000円分を配付する事業ということで「かきりん振興券配布事業」と言っております。プレミアム付商品券を販売する事業に分類できるというものになっております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている高齢者、障害者の方の生活支援とか停滞している地域経済の支援を目的に実施しております。

かきりん振興券配布事業につきましては、対象高齢者5,772人です。対象の障害者の方々は1,302人です。9月11日金曜日に簡易書留にて郵便局のほうへ出させてもらっています。実際は月曜日あたりから郵送されている、届いてみえるんじゃないかなと思っています。高校生までを対象としたかきりん振興券事業と同様、登録店舗のほうは143店舗で御利用いただけます。こちらの事業につきましては、健康福祉部の福祉生活課と、地域高齢福祉課と、企画部の総合政策課とのコラボレーション事業となっているところでございます。

また、プレミアム付商品券販売事業については、対象世帯に対してプレミアム付商品券が購入できる引換券を10月1日に郵送する段取りをしています。10月1日に送らせていただきます。10月17日土曜日から販売を開始します。額面1万5,000円の振興券です。1,000円のもの15枚ついているセットなんですけど、こちらを1万円で購入できるということになります。5,000円分のプレミアムがついているというものです。多くの方に購入していただいて、瑞穂市の多くの事業者を支える消費活動の御協力をお願いすることとなっております。

この商品券発行補助事業の予算執行状況については、まだ始まったばかりですので1.6%ぐらいになりますが、不用額については、いろいろと今、商品券を製作した契約差金、発行差金が出ていますので、印刷等の。それで、今のところ現在435万ぐらい不用額が出るのではないかなと見込んでいるというところでございます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、かきりんエコバッグについて御報告させていただきます。

かきりんエコバッグについては、8月28日に入札が終わりました。同日付で契約を締結しまして、現在作成中でございます。納期については10月14日までとなっておりますが、10月上旬をめどに納入を予定しております。また、契約金額につきましては531万3,000円となりますので、不用額としましては868万7,000円となります。以上です。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 私のほうからは、コロナウイルス対策事業について、今、各部長さんのほうから説明がありましたが、全体として既に事業が開始しているものや業務委託など契約が締結されて事業の実施に向けて準備が行われているものもありますが、41事業あるんですが、そのほとんどの事業がまだ継続中、または準備段階となっております。

また、不用額については、事業実施に伴う実績額や入札行為により請負差金が発生する部分になるかと思いますが、現時点での事業の進捗状況は、契約が終わったものもありますが、契約を終えた段階であって、そのほとんどの事業はまだ終了していない状況となっております。よって現時点でどの程度の不用額が発生するのかは分からない状況でございます。また、国への臨時交付金における実施計画の変更もまだ行っていない状況ですので、その点は御理解をお

願います。

また、この臨時交付金対象事業については、事業の執行率を鑑み、国の交付限度額、先ほど申し上げました第1次と第2次合わせて5億7,700万ほどになるんですが、そのおよそ2割、額としてはおよそ1億2,300万円ほど膨らませた予算措置をさせていただいております。もちろん、この膨らませた部分については市の一般財源を充てております。まず当面はこの臨時交付金の限度額を超えるように事業の執行を進めていくことが非常に重要かと考えております。今後は、この臨時交付金対象事業として、国の交付限度額を超えるように財政部局としては執行状況をしっかり注視、把握していきたいと考えております。ただ、事業の執行においては臨時交付金の交付限度額を超えないような状況も出てくるかと思っております。その場合は新たな事業も考えていかなければならないと考えておりますので、よろしく願います。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） いろいろと数字の御説明、ありがとうございました。

現時点で当然不明な点は多々あると思いますが、今後、国から頂いた予算でございます。大切に使うということで、引き続きよろしく願いたいと思います。

これで質問は終わりますが、先日、私、ある喫茶店に行きました。そこで、かきりんのスタンプラリー、とても助かっていると、ランチのお客様が増えましたと、スタンプをくださいということで非常に喜ばれました。私は議員になって、こうした活動に参加し、そして市民の皆様にも喜ばれる議案を審議できる立場になって非常にありがたいかなと改めて思いました。そして、また市民に対する議員としての立場、今後とも誠実にしていかなければならないことを感じたということを最後にして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 3番 若原達夫君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。11時10分より再開をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時11分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森市長より発言の訂正の申出がありましたので、説明を求めます。

森市長。

○市長（森 和之君） 私、先ほど若原議員の修学旅行の答弁の中で、つい思い余って「コロナ学年」<sup>※</sup>と言ってしまうので、特定されると思いますので、「コロナ世代」へというようなことで訂正をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（庄田昭人君） ただいま森市長より、本日の会議における発言について訂正したいとの申出がありましたので、これを許可します。

※ 訂正発言

10番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 議席番号10番、新生クラブの今木啓一郎です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私の質問は2つであります。1つ目が健診・検診事業について、2つ目がコロナ禍でのごみ・環境保全についてであります。

これより質問席に移り、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、平成20年4月より、メタボリックシンドロームの概念を基本に、従来よりも予防を重視する新しい特定健診・保健指導の実施が求められ、当市においても特定健診70%以上、保健指導45%以上を目標に実施されています。また、国民の2人に1人がかかり、3人に1人が死亡する日本人の死因の第1位であるがんは、早期発見・治療により約9割が治ると言われ、そのため、がんによる死亡率を下げるべく受診率50%以上を目標とするがん検診が市区町村で実施されています。

そこで、市民の方が自分の健康が保たれているかを総合的に調べる健診と病気を見つけるための検査・診察をする検診に関する当市の現状、今後の施策と方針について確認したいと思います。

まずは、当市の特定健診・保健指導並びに各種がん検診の受診率と特徴についてお答えください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの今木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、御指摘のありましたとおり、私ども特定健診等、あるいはがん検診等を実施しておりますが、特定健診につきましては、ここ3年ほど受診率がおよそ45%ほどで推移をしております。

また、がん検診等々につきましては、決算事業報告書の51ページにも載せておりますが、残念ながら高い数字とは言えないところで受診率が推移をしております。以上でございます。

申し訳ございません。続きまして、特定健診に続きまして特定保健指導につきましては、家庭訪問を中心とした保健指導とともに、管理栄養士がメニューの試食を含めたランチ会であるとかノルディックウオーキング体験講座を行いまして、特定保健指導終了率の法定報告数値といたしましては、平成28年59.4%、平成29年度71.2%、平成30年度75.7%と、こちらのほうは増加の傾向を継続しております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございました。

特定健診については約45%と高い率だと私は感じておりますが、がん検診についてはなかなか伸びていない、逆に言うと低いということが確認できました。

では、特定健診若年層健康診査、いわゆるg o o dライフ健診及びがん検診の受診率を向上させる当市の施策や取組について、そして方針について改めてお答えください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 特定健診や若年層健診の受診率向上のための取組といたしましては、年齢早見表によりまず受診可能な各種検診の周知のほかに、広報紙やホームページでの受診勧奨を行ってきております。

また、若年層を対象といたしましたg o o dライフ健診の受診率向上のための取組といたしましては、乳幼児健診での勧奨チラシの配布、あるいは子育て期の女性が集まります保育所や子育て支援センターでのポスター掲示等の啓発を行ってきております。

こうした受診勧奨の通知や案内につきましては、国及び岐阜県について、議員もよく御承知のナッジ理論を用いた研修にも参加をいたしまして継続的に開催しておりまして、その理論を活用しておるところでございます。

がん検診につきましては、瑞穂市の国保や、あるいは協会けんぽの岐阜支部の加入者への特定健康診査受診通知に研修を参考に作成した案内リーフレットを同封させていただいておるなど、関係機関との協働によりまして受診勧奨活動を継続しておるところでございます。

なお、当市のがん検診につきましては、国の方針に沿った方法を選択しておりまして、国の指標を活用した精度管理を行っておるところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 若い方を中心にとということで、そういった場所を利用して受診勧奨をされているということでございます。

また、ナッジ理論というのが大変受診率向上には有益であるということでありますので、当市におかれてもそういったことに取り組まれていることに対して敬意を表します。

なお、今、御答弁の中でなかったので再度確認します。

当市においてホームページを見ますと、ウェブ上で検診ができるやに聞いておりますが、その動きについて確認したいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございましたウェブ検診でございますが、ウェブで予約をしていただく検診ということでございます。これにつきましては、胃がん、肺がん、あるいは乳がんの検診につきまして、決まった曜日について、時間もそうでございますが、

インターネットを通じて予約をしていただくというところがございます。以前は全部、役所が電話予約で受けておりました、電話の解禁日については電話がじゃんじゃん鳴って回線が全部埋まってしまうというようなこともございましたけれども、昨年度よりインターネットでの予約を開始いたしましたところ、そういった混乱は徐々に少なくなっているというところがございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 時代に合った進め方をさせていただければと思っております。

さて、当月9月は「がん征圧月間」であり、がん検診受診率は、先ほども申しましたが50%以上となっています。先ほどの御答弁にありました国保加入者を中心とする当市のがん検診受診率に、組合健保と協会けんぽ、そして共済組合などによるがん検診受診率も合わせる必要がありますが、御答弁のように当市の受診率が低いのは否めません。

そこで、受診率が40%の半ばと高い特定健診に着目し、がん死亡者数が多い肺、胃、大腸に関するがん検診の市内医療機関にて特定健診と同時受診できる総合型検診として実施する考えや課題について、これよりお尋ねしたいと思います。

まずは現在、市内指定医療機関にて別々に実施されています特定健診や、すこやか健診と、大腸がん検診との一体化、同時実施についてお答えください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 議員御指摘のとおり、受診率向上のためということもございまして御提案をいただきました総合型の検診ということになりますが、そういった検診につきましても、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて保険者が行う特定健診と、健康増進法に基づいて市町村が行うがん検診とでは、もともとの実施主体と対象者が違うというところから、なかなか一体化実施は難しいと考えております。しかしながら、今ほど御指摘のありましたとおり、何とかできる方法はないか、まずは他市町の状況等、情報把握に努めてまいりたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 医療機関にせっきかく検診に来ていただいて、そこでまた別日に行かなくちゃいけないということの不便さがありますので、その点について考えていただければと思っております。特に大腸がん検診については、県のほうもたしか補助金等があったやに聞いておりますので、一層お願いいたします。

さて、当市のがん検診については、専門的で大規模となる医療機器の設備整備などの関係から、大腸がんと子宮頸がん検診以外は、実施場所、定員、日程などをあらかじめ決められてい

る集団検診となっています。このことも受診率低迷の一因であると考えます。

なお、厚生労働省は胃がん検診に関して、従来の造影剤、いわゆるバリウムによりエックス線検査に加え、内視鏡検査、いわゆる胃カメラによる検査も現在選択可としており、加えて市内の多くの医療機関で内視鏡検査、また肺がん検査に必要なレントゲン検査も可能であるように思えます。

そこで、受診日程などが限定される集団検診ではなく、自分の都合のよい日時や場所も市内医療機関の中から選べる特定健診のような個別検査を推進する考えはございませんか。そして、検診率が特に低い胃がんと肺がんの受診率の向上と、先ほども申しましたが、市民の負担軽減を目的に、特定健診との一体化、同時化についてのお考えをお答えください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま今木議員から御質問をいただきました件については、大変示唆に富んだ御提案でございまして、私どももしっかり考えていかなければならないなというふうには考えております。ただ、複数のがん検診が同時に受けられる体制の整備については、国はがんによる死亡率を下げることを目的に、予防対策、公的なサービスとして公的資金を使用して行うがん検診、対策型、住民検診型と呼んでおるそうですが、また個人の死亡リスクを下げ自己負担による任意サービスとして医療機関等が提供する検診につきまして、任意型、あるいは人間ドック型検診として分けておりまして、市町村に対しては前者の対策型検診を推奨しているところでございます。

また、さきに御説明させていただきましたように、国の指針に基づくがん検診においては、検診の項目や受診間隔のほか精度管理といたしまして、例えば画像診断は二重読影、要するに2人の医師が読影を行うこと、そのうちの判定医の1人は学会の認定医や専門医とすること、また必要な研修を受講した技師、医師であることなどが基準として示されております。

したがって、胃がん、肺がん、乳がんの各検診につきましては、公的資金を使用いたしまして国が示す精度管理、二重読影まで委託できる集団検診を選択して実施しており、胃がんと肺がんにつきましては同時受診ができる体制を確保して実施しているというのが現状でございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 専門的な見地での判断が必要ということですが、厚労省があえて胃カメラ、内視鏡を可とした背景には、集団検診ではなく個別検診、地域の医療機関での検診を導いていくものだと私は思いますので、何とかその壁は、特定健診とがん検診による総合検診ですけど、何とか国保だけでなく、今、特定健診は国保加入者をしているよというのが市の対応ですが、がん検診では一方では全市民、そのことでなかなか難しいということ

言われるのであれば、国保だけでなく、組合健保、協会けんぽ、共済組合等々の特定健診、その連携を考えて、何とか当市においても同時実施していただければと思います。何とぞ一歩でも進むよう、市民のために当市の医師会などの関係機関と共に知恵を絞っていただき、市民のために実施いただければと思います。時間がかかってもいいですので、よろしく願います。

ところで、将来の胃がん予防や医療費抑制を目的とするピロリ菌検査の導入について、平成29年第3回定例議会での私の一般質問に対して、当時の福祉部長、現在の森市長の御答弁は、胃がんの原因で最も多いのがピロリ菌の感染です。ピロリ菌検査によって感染の有無を調べ、感染している場合には除菌治療を受けることで胃がんの発症を予防することが可能になります。がん対策は、ピロリ菌の除去を若い世代に対して重点的に行うなど、世代に臨機応変に取り組むことが必要とされています。しかしながら、現在、ピロリ菌の抗体検査というのは、死亡率減少の効果の有無を判断する根拠が不十分であるということから、国の対象型検診として実施することは勧めておりません。このような状況から、国や県の動向を見ながら情報収集に努めているところですが、胃がん対策の一環としてピロリ菌検査を20代、30代のgoodライフ健診の中で実施することを前向きに検討していきたいとありました。

そこで改めて、市民の胃がん検診の受診率や発症に影響を及ぼすと思われるピロリ菌に対する当市のお考えをお答えください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続けてお答えをさせていただきます。

今ほど御指摘のございました今木議員の件につきまして、また過去の答弁等もございまして、ピロリ菌の検査の導入につきましては、さきに説明いたしましたように、国のがん検診としての推奨ランクが低いために、現在のところがん検診と銘打って実施することはできないというところでございます。

しかしながら、そこでがんになりやすいリスク検診としては可能であると考えておりまして、特に今年度の開始を目指しておりましたのですが、もとす医師会からの提言、あるいは協議等の結果がありまして、来年度からの実施を目指して、現在、もとす医師会の瑞穂班の代表の先生方と具体的に協議を進めておるところでございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 確認なんですけど、そのリスク検診についての対象年齢は何歳からですか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまのリスク検診の年代についてでございますが、これに

つきましても現在協議中でございます。具体的な協議については、多岐にわたっておりますので、ここでの言及はなかなか難しく避けさせていただきますけれども、そういった年代、どの年代がよいかというところについても鋭意協議中でございます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 先般の議会質問で私もお願いしたいんですけど、特に若い人のピロリ菌感染は家庭内、特に母親からの感染がほとんどでありますので、若い人を除菌するという事は、結婚、子育て世代となる二十歳から38歳を対象にするgoodライフ健診について、そういった年代もお願いしたいと思っておりますし、一方では先進的な取組をされています真庭市におかれましては中学生を対象にしていたピロリ菌検査があったんですけど、そうではなく2011年からは胃がんの罹患率が高い40歳以上ということに視点を置いて、そういった40歳以上の方に対してもピロリ菌検査を、その場合、検査、あるいは今のリスク検診といいますか、リスクのほうのものをとということにされております。この動きは多くの自治体で取り組まれておりますので、何とぞ当市におかれましても、ぜひとも来年度実施に向けてお願いしたいと思っております。

以上で、健診・検診事業についての質問を終わり、次の質問に移ります。

さて、いまだに新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、経済活動だけでなく働き方や生活など根本から価値観を大きく揺るがす、その影響が表れています。具体的には、自宅で過ごす時間が増え、家の掃除をしたり生活を見直したりする機会、また飲食店からのテイクアウトやデリバリーをする機会が増えています。そして、4月からレジ袋の全面有料化が始まっています。

そこで、改めてごみやリサイクルに視点を置き、当市のごみ・環境保全についてお尋ねします。

まずは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、多くの自治体で家庭系ごみ、事業系ごみの搬入量に変動があったようです。当市の状況をお答えください。

なお、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなどの詳細が分かれば、併せてお答えください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

さて、当市のごみの状況ですが、西濃環境保全センターへ搬入する可燃ごみの量は、年間平均、これは5年平均になりますが、家庭系のごみが約6,760トンとなります。事業系ごみ、こちらが約5,461トンとなって、合計1万2,221トンが5年間の平均となっております。

お尋ねの新型コロナウイルスの感染による影響ということですが、平成31年度末からであり

ますが、まだ全体像は実際はつきり分かっておりませんが、4月から6月を見ますと、家庭系ごみが前年度比9.8%の増、事業系ごみが前年度比マイナス5.2%の減となりました。そして、傾向が政府の緊急事態宣言が発令されました5月が最も顕著でしたが、今ではほぼ前年度水準に戻りつつあります。

続きまして、資源ごみについてお話しさせていただきます。

資源ごみはいろいろな資源ごみがありますが、特に排出量の多い地区のステーションでの資源ごみ、いわゆるプラごみの回収について御回答いたします。こちらについても、4月から6月のデータによりますと、前年度比7.8%の増となっております。

最後、粗大ごみの状況になります。美来の森と巢南の集積場への4月から6月の搬入台数を見ますと1万1,361台であり、前年度より32.6%の増となりました。こちらでも政府の緊急事態宣言が発令された5月は自粛による家庭ごみの整理、いわゆる断捨離により搬入が激増しましたが、現在も例年に比べて搬入台数は多い状況となっております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 当市でも、やはり他市町のように大きな変動があったようです。

あと、ちょっと個人的には心配しているのが、子ども会やPTAでの古紙の収集ができておりませんので、活動が、そちらのほうかどのように資源ごみとして出されていくか、そういった点について個人的には心配しています。

また、報道によれば、古着の回収はできないというところもあるというような報道もありましたので、そういった点、すみませんが、もしお答えできるのであれば、当市については問題なければよろしいんですけど、これについては次の質問でございますコロナ禍で増加する家庭ごみに関し、回収、そして処理能力、この場合、今言いましたリサイクルも含みますが、問題があるのかなのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） まず初めに、回収に問題があるかということですが、現在、先ほども御報告させていただきましたが、家庭ごみで9.8%の増、あとプラごみ、資源ごみで7.8%の増となりましたが、回収及び処理能力については何ら問題ありませんでした。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） そういったふうの問題がないということの御答弁でしたので、私としては安心しております。

では、次の質問に移ります。

当市の平成22年度から平成31年度までの10年間、資源ごみの処理実績を見ますと、プラスチック製容器包装がここ5年で倍増しております。先ほどの御答弁の中でも増えていきますよという答弁がありましたが、過去10年間を見ますと、特に5年間で倍増しているのがプラスチック製容器包装でございます。また、コロナ禍におけるテークアウトやデリバリー、スーパーでの食料品の購入増加などによる一層のプラスチック製容器包装の排出量が危惧され、実際にそのことが数字として表れているようです。

そこで、増加するプラスチック製容器包装の回収に対する考えや施策、またコロナ禍での家庭ごみに関するごみ減量・資源化・適正処理に向けた施策についてお答えください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 議員のおっしゃるとおり、プラスチック製容器、プラごみについては排出量は近年急増しております。平成31年度では年間132.1トンになり、前年度比28%増となりました。これは、平成30年度末に改訂した瑞穂市一般廃棄物処理基本計画に示した目標年次の令和5年度数値129.5トンを現段階で2.6トン上回っております。

現時点では各地区ステーション回収で追いつかない状況ではありませんが、近年のプラごみの排出状況を考えると近々の課題だと考えています。現在、プラスチック製容器包装は、地区のステーションでの回収のほか、美来の森や巣南集積場でも持込みによる回収を行っております。地区ステーションでは場所の確保や当番などいろいろな問題もあり、回数を増やすことはなかなかできない状態にありますので、美来の森や巣南集積場への持込みによる回収があることをよりPRしたり、民間のエコセンターや公共施設の一部を回収所にするなどを検討し、プラスチック製容器包装の効率的な回収及びリサイクルの推進を図りたいと考えております。

2点目ですが、このようなコロナ禍の中、家庭において、ごみの減量、資源化、適正処理を実践していただくよう、広報、ホームページ等で周知啓発を強化していきたいと考えています。そして、ごみ袋への掲載は、市民への目につきやすい有効な手段であると考えていますから、今年度はコロナ禍での使用済みマスクやティッシュの捨て方の内容としましたが、次期製作時にはごみの減量・資源化に向けた家庭での取組についてをテーマ化したいと考えております。

また、家庭ごみのうち生ごみについては、生ごみ処理容器購入補助金制度がございますので、それを利用していただきながら、家庭内で少しでも減量していただけるよう啓発をしたいと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

プラスチック製容器について地域の課題として認識いただいて、そして回収についてなかなか問題があるということ、課題もあるということでの対応ということでしたが、特に穂積地区

においてプラスチック製容器包装、プラごみの回収の希望が多いので、先ほど御答弁がありましたけど、何とか当市役所内で、空き缶回収機の隣でも結構です。スペースに置いて、プラスチック製の容器を捨てるというのは失礼ですけど、持ち込める場所の確保を一日でも早くお願いしていきたいと思っております。

また、御答弁にありましたように、コロナ禍の使用済みのマスクやティッシュなどのごみの捨て方を市民に分かりやすく、また啓発することは重要であり、市民が日常使われています可燃収集ごみに、そのものを媒体として印刷されるということはとてもいいアイデアだと私は思っております。

そこで、今後は当市の可燃ごみ収集袋においては、バイオマス素材の導入についても併せて検討いただければと思っております。

なお、プラスチックといえば、今後の課題になるかと思いますが、新型コロナの終息したとき等、飛沫防止シートや座席の仕切り板など、コロナ感染防止にまつわるプラスチック製資機材が一斉に排出されることも念頭に入れる必要があるのではないかと同僚の松野貴志議員からも指摘されておりますので、そういったことも、先のことになるかも分かりませんが、考えながら、ごみの点、よろしく御検討ください。

さて、政府は、生活に身近なレジ袋の有料化をきっかけに、使い捨てプラスチックへの意識を高め、ごみの削減につなげたいと考え、当市でも独自のかきりんエコバッグを全世帯に配付する予定であります。しかし、瑞穂市のかきりんというキャラクターだけで市民の方がかきりんエコバッグを携帯していただけるとは思えません。私自身、2つ、3つ持っていますし、車の中に常備しています。

そこで、あえてかきりんをとということであれば、そのすべを市としてどのように考えてみえるのか、御回答ください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） かきりんエコバッグの配付は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用しまして国の財政支援を受けて実施するものでありますが、一方的に配るということは今は考えておりません。かきりんエコバッグを活用していただけるより多くの市民の方に配付を考えておりますが、エコバッグ単体で配付するよりも、より効率的であると考え、プレミアム商品券販売と併せて配付することとしました。もちろん、エコバッグだけの希望の方にも配付いたします。

レジ袋有料化になった現在、エコバッグを複数携帯するライフスタイルに変わりつつあります。かきりんエコバッグも携帯していただけると考えております。また、コロナ対策だけのかきりんエコバッグではなく、終息後においてもエコバッグを利用したスタンプラリーやエコポイント事業などを考えており、地域経済の活性化やごみの減量化などに活用できたらと考えて

おります。

ここでちょっとサンプルですね、かきりんエコバッグが実を言うと先日届きましたので、ちょっと御紹介させていただきます。よろしいでしょうか。

こちらがエコバッグのサンプルになります。表は通常のナイロン生地で、裏は反射板になっております。裏は反射板になっておりまして……。

○議長（庄田昭人君） マイクから外れた。

○環境水道部長（矢野隆博君） すみません、御紹介させていただきます。いわゆるナイロン製のものになりますが、裏に反射板がついております。こちらは、例えば通常のかばんにかけていただいても目立つようなものになっておりまして、光が当たると反射いたします。お年寄りの方が乳母車につけていただいてもいいのかなとは思っております。あと、ここにカラビナがありますので、いろんなところにかけていただけたらと思います。

あと、大きさについては13センチほどありますが、通常のポケットに入るサイズでございます。あと、開かせていただきますが、この大きさです。この大きさについては、通常のコンビニの大きさではなくて、スーパーなんかで買うときの大きいほうの袋のサイズになっております。あと取っ手は補強して強くなっておりますので、あと一番下、これも実を言うとリフレクターになっておりますので、夜間、買物をしていただいてもここが光りますので、少し安全になるのかなと思っております。

以上で、急ですけど、かきりんエコバッグの紹介をさせていただきました。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御披露いただきまして、ありがとうございます。

安心・安全ということで、市民のための安心・安全に対して配慮をされたエコバッグだと思いますし、御答弁の中に、今、スタンプラリーが好評であるということでございます。ですので、そういった点について、今後施策としてエコバッグについてもスタンプラリー等を考えられるやに聞いておりますので、実効性のある施策をお願いしていきたくと思います。

では、最後の質問をいたします。

当市を含め、大垣市、本巣市、安八郡、揖斐郡及び本巣郡の3市7町から出たごみを処理する西濃環境保全センターの平成30年度市町別搬入量を確認しますと、先ほどの御答弁もありましたけど、当市のごみ総搬入量は約1万2,231トンであり、そのうち家庭系は約6,716トンですが、事業系が約5,515トンと約45%を占めています。このため、家庭系ごみ同様、事業系のごみのリサイクルなどによる減量や搬出の抑制が課題となっております。その点についてのお考えをお答えください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 事業系のごみについてですが、おっしゃるとおり、かなり多くなっております。事業系のごみの排出量につきましては、瑞穂市一般廃棄物処理基本計画、後期計画ですが、目標年次の令和5年度に4,847トンの数値目標を定めておりますが、議員の御指摘のとおり、平成30年度は5,515トンであり、目標の達成にはなかなか厳しいものがございます。

西濃環境保全センターに持ち込まれる可燃ごみの組成を見ますと、紙・布類が48.2%、ビニール・合成樹脂類が29.9%で全体の約78.1%がリサイクル可能なものとなっております、事業系ごみも一般家庭と同様の資源物として分別しリサイクルに回すことにより、事業系ごみでも減量化が可能だと考えています。

そのため、事業者の皆様には情報提供や啓発活動を行い、また多量排出事業者においては実態を現地調査し、ごみ減量・適正排出の指導を今後も行っていきたいと考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 今木啓一郎君。

○10番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

今の御答弁に加えて、もしよろしければということで提案させていただきますけど、事業系の資源ごみの搬入を一部制限するとか、また企業全体のごみ減量やリサイクルの推進は顧客満足度向上の一部となり、企業のイメージアップにもつながりますので、減量化に取り組み、成果を上げた企業や事業所に対する優良表彰制度の創設などを検討いただき、当市の2023年度の事業系ごみ排出量目標の4,847トンの実現をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） 10番 今木啓一郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は1時15分からとさせていただきます。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時14分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 北川静男君の発言を許します。

北川静男君。

○4番（北川静男君） 議席番号4番、無所属の会、北川静男でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まずは、傍聴席の方々、傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございます。

本日、私のほうからは2件質問させていただきます。通告書と順番がちょっと異なりますが、

1番目として、第2次総合計画について、2つ目、樽見鉄道について質問させていただきます。  
これよりは質問席において質問させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。  
第2次総合計画について。

平成28年に第2次総合計画構想が策定され、前期基本計画5年が経過し、後期基本計画策定のため見直しの年になりましたが、5年間を振り返って重点施策と総括、検証していただきたいものですが、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 第2次総合計画の5年間を振り返りということでの総括という御質問でございます。

総合計画には、進行管理の項目が設定してあります。進行管理上の目標指標として、総合計画の進捗度として位置づけております。令和2年の目標値であります60%に向けて、平成30年度では50.2%、平成31年度は55.5%と順調に目標値に向け推移している状況です。

この令和2年の目標値である60%というのが、今言われた前期の5年間の最終的な60%を達成しようということに決めたということでございます。そこに向けて、今進んでいるということです。

また、平成31年度に開催された総合計画等評価審議会において、総合計画の進行管理に関し審議いただき、評価について一部、数値化しづらい、評価しづらいという事業もあるという御指摘もありましたが、審議員全員に有効であったという評価をいただいております。事業のほうは、5年間を振り返りますと順調に推移しているということで見えております。

重点施策に限って言えば、平成30年度は59.8%、平成31年度は61.9%と目標値を既に上回っていることも付け加えさせていただきます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

それでは、重点施策として分野ごとに羅列してありますが、都市基盤についてお伺いします。

JR穂積駅のことのみ記載してありますが、それ以外にも必要な都市基盤整備があるのではないのでしょうか。

また、コンパクトシティを目指してみえますが、行政の目指してみえるコンパクトシティとはいかなるものなのでしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） これまでの日本は、高度成長期を経て、都市の拡大が進み、政策的にも郊外に住宅開発が進み、これに伴い大規模小売店舗も郊外に進出し、中心市街地の空洞化が全国各地に見受けられるようになりました。

特に地方都市では、車社会に転換し、一層の拍車をかけました。郊外化の進展は既成市街地の衰退をはじめ交通弱者への不便さ、無秩序な郊外開発による非効率的なインフラの整備による財政への圧迫が懸念され、持続可能な社会の形成に支障が生じることが懸念されています。

こうした課題に対して、市街地のスケールをコンパクトにまとめ、コミュニティの再生、住みやすさを目指し、車社会から公共交通による移動手段によってまちづくりを進めようとする発想が国の示すコンパクトシティ、集約型都市構造の考え方の基礎となっております。

瑞穂市第2次総合計画では、本格的な人口減少時代に突入し、高齢化も進行していく状況の中、地方都市では様々な問題が深刻化していくことを見据え、国の政策である集約型都市構造への転換を念頭に置いた将来の都市空間を設定し、JR穂積駅周辺の都市拠点を核に公共交通機能、商業機能、医療機能、福祉機能、金融機能、行政機能等がコンパクトにまとまった生活拠点となる6か所の地域生活拠点と公共交通ネットワークの形成を図り、過度に自動車に頼らず暮らせる日常生活圏を備えた利便性の高いまちづくりを進めることとしています。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

今、鹿野部長がおっしゃるとおり、広辞苑によりますとコンパクトシティとは、都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策であるとうたっております。これは、ややもすれば一極集中になりかねない政策でもあります。

また、コンパクトシティは行政では聞き慣れた言葉ですが、一般市民から見れば小ぢんまりとした都市というイメージがあります。私も一度尋ねたことがありますけど、やはり行政の思ってみえるコンパクトシティと、市民の方々が考えてみえるコンパクトシティは意味が違いますので、そういう面でいえば、ネーミングも一考の余地があるかと思います。

今後、瑞穂市の中心を人口中心か地形中心かによって異なりますが、土地の所有関係の再編成は関係権利者それぞれの価値観、ライフステージという内部要因と経済情勢との外部要因とによって変わってまいります。美しい沿道景観を維持しながら、適切な土地利用の秩序化を図っていただきたいことを切望いたします。

また、行政が管理する各所公共施設の配置に関しまして総点検していただき、機能の複合化を伴うリニューアルプロジェクトを構築していただくことを切にお願いいたします。

次に、財政運営の分野で、歳入の確保でふるさと納税についてですが、ふるさと納税は自分の納めた税金の使い道を自分で直接指定できる数少ない制度です。ふるさと納税の使い道の指定は、ふだんあまり気にかけることがない私たちの税金の使い方を目を向けるよいきっかけとなります。

特に、女性の方々には関心があるそうです。それは返礼品に魅力があるからです。インターネットで、ふるさと納税、返礼品、中部地方、岐阜県瑞穂市と順番に検索しますと、瑞穂市は85品目が掲載され、65品目のみが受付可能で、それ以外は受付期間外となっております。ちなみに、瑞穂市のホームページでは182品目が掲載されており、ここにも受付期間外があります。

それで、他県を調べましたら、受付期間外がなく、例えば令和3年1月受付と書いてあります。というのは、収穫時期によってそれぞれ違いがありますもので、その収穫できる時期に合わせて受付をする。それでも申込みがあると。

ところが、瑞穂市を見ますと受付期間外になっていますもので、それを申し込みたくても申し込めないというんです。だから、そういう意味で、掲載の仕方も再考していただきたいと思います。

それでは、お伺いいたします。

平成30年度までにホームページ上では状況が掲載されていますが、前年度のふるさと応援基金の総額及び8つのまちづくりの活用状況を教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 平成31年度のふるさと応援寄附金の総額につきましては、3万703件で5億2,277万4,000円の御寄附を頂いております。

平成31年度決算において、ふるさと応援基金残高は年度中に3億7,421万321円を積み立てまして、12億994万7,362円となっております。

8つのまちづくりの活用状況としましては、1.安全で快適なまちづくり事業の項目の中で2つの事業があります。防犯カメラの設置事業、こちらは小学校、中学校、保育所、幼稚園や公園等々に防犯カメラを設置したものです。それと、「すぐメールPlus」といいますが、市民メールのすぐメール版プラス、LINEを使ったものですが、それでいろんな市の防災情報を送るというものです。そちらに3,744万円活用しております。

2項目めの心豊かな住みよいまちづくり事業というものにお金を出していただいた方々も見えます。1つの事業でございますが、（仮称）中山道大月多目的広場整備事業のほうに、このうち919万円を活用させていただいております。

3つ目の項目です。誰もが生き生きと暮らせるまちづくり事業としまして、1つの事業でございますが、がん検診ウェブ予約サービスを導入しましたので、そちらのほうに70万円を活用させていただきました。

5つ目です。活気あふれるまちづくり事業につきまして、1つの事業でございますが、小簾紅園整備事業費として1,680万円を活用させていただいております。

8番目です。その他市長が必要と認める事業といたしまして、6つの事業がございますが、

路線バスの運行負担金とか新庁舎建設基金への積立て、水と緑のマルシェOUTDOOR、それからPRビデオと連携した健康スポーツのまちブランド化事業等々、小学校低・中学年への電子黒板の導入、デジタル教科書の導入、文化講演会等に8,450万3,000円を活用させていただいております。

こちらのほうは昨年度、31年度の活用状況でございますけれども、各年度の活用金額でございますが、平成25年度においては156万5,350円、そして平成27年度は135万円、平成29年度は800万円、平成30年度は8,422万円のふるさと応援基金を活用させていただいております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

今報告されたように、ふるさと納税は年々増加傾向にあります。新型コロナウイルスで地方税の減収が見込まれる中、また企業誘致がままならぬ今日、歳入確保の観点からもっと市民の皆さんにPRしていただき、かつ市民の皆さんからどんな返礼品なら利用するかアンケートを取っていただき、返礼品の見直しをしていただきたいと思います。それと同時に、地場産業活性化のためにも特産品を開発していただきたいものです。いかがなものでしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ふるさと応援寄附金につきましては、平成30年度までは大幅な増加傾向にありましたが、平成31年度につきましては対前年比マイナス1,369万9,000円であり、ほぼ横ばいの状況であります。

要因としまして、平成31年4月1日付で総務省より、ふるさと納税に係る指定制度の運用についてという通達が来ております。地方税法が改正され、3つの基準が設けられたことが考えられております。

基準の一つとしましては、ふるさと納税の募集を適正に実施することで、記念品等を強調した宣伝・公告などをしないで、制度趣旨に沿った募集の方法をすること。経費総額が5割以下であること。他団体への多大な影響を及ぼすような著しく多額な寄附金を受領してはいけないこととなっております。

私どものほうは、一般的には全国的には返礼品と言っておりますが、私どものほうは記念品という形で定義づけております。私、返す商品のほうは記念品という形で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

基準の2つとしましては、記念品は寄附額の3割以下とすることとなっております。

基準の3としましては、記念品は地場産品とすること、当該都道府県等の区域内において

生産された物品、または提供された役務、その他これらに類するものであることとなっております。この通知が来まして、今まで並べていた記念品を洗い直したわけですね。それで、本当に地場産品であるのか、過度な宣伝はしていないか。いろいろと皆さん御存じですが、全国的に問題となりましたよね。その関係がございまして、この通知が来て記念品のほうを見直しさせていただいたということで、31年については今まで右肩上がりだったんですけど、ちょっと横ばいになってきたという状況でございます。

このような状況の中、瑞穂市出身者はもちろん、瑞穂市を応援したいという皆様に対し、瑞穂市の魅力と特産品をお伝えするために、記念品等を贈呈させていただいております。

また、地場産品基準に沿った形で瑞穂市内の事業者に新たに記念品を提供していただくために日々営業活動を行っているところです。

さらに、寄附を受け付ける新規ポータルサイト、ふるさとプレミアム、ANAのふるさと納税、セゾンふるさと納税という3つのインターネット上の申し込む枠を追加いたしました。

加えて、市内企業の瑞穂市の記念品としてブランド開発への支援も実施しております。

新規記念品としましては、朝日大学のエクステンション・カレッジ、これは哲学世界へのお誘いということで講座なんですね。それとか、簿記入門とかという講座も新記念品として登録しました。いろいろな記念品を取りそろえて歳入の確保に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

続きまして、観光・交流の分野で、新たなにぎわいの創出から民間施設、ボウリング場を活用した地域活性化拠点創設となっておりますが、今ではボウリング場もなくなり、家族、若者が一同で遊べる施設がありません。閉塞感が漂う今日、ぜひ企業、行政、市民が一体となってストレス発散の場、市民憩いの場を創出していただきたいものです。いかがなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 平成28年度より犀川遊水地、さい川さくら公園といひますを活用した水と緑のマルシェを開催いたしております。

今年度は、F C岐阜とのコラボ企画、F C岐阜と連携した健康スポーツのまち応援事業と題して、メインターゲットを20代から40代の若者やファミリー層を対象としたイベント、それからサイクリングやフットゴルフのコンテンツを大垣市の後援もいただきながら実施する計画を立てておりました。それが現状としましてはコロナ禍によりまして、今、延期を余儀なくされているということになっています。

このように、健康スポーツを通じて「水と緑のまち、みずほ」や、「川とともに発展してき

たまち、みずほ」をPRしながら、遊水地を生かした健幸都市みずほの魅力発信を実施していきたいと考えております。

さらに、今、工事しております（仮称）中山道大月多目的広場が供用開始を目指して今整備をしているところでございますが、コンセプトとしてはいつでも誰でも集える場所ということになっておりますので、市民の憩いの場、集いの場として御利用いただけたらと考えております。

このさい川さくら公園と（仮称）中山道大月多目的広場の2か所で、いろいろな方々を外から誘い込むというような形で交流人口を多くしていきたいと思っております。

また、穂積駅圏域拠点化整備としまして、JAぎふ穂積支店の跡地を交通改善や駅前のにぎわいづくりに活用していきます。加えて、瑞穂市には中山道や小簾紅園、牛牧閘門など歴史的背景を有した散策にぴったりの場所がございます。穂積駅前、（仮称）中山道大月多目的広場、牛牧閘門、これらの場を市外からも多く訪れる交流人口の拡大につながるような場所として開発し、またソフト事業のほうで展開していき、議員が言われるような市民憩いの場とか、官民一体となったそういういろいろなイベントができて体を動かせるようなところということも考えていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

早期に実現を達成していただきたいと思ひます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

樽見鉄道についてでございますが、第三セクター樽見鉄道は2005年度より沿線5市町村から年間1億円前後の財政支援を受け、レールバスとして運行しております。2010年からは黒字決算が続いています。それは樽見鉄道企業としていろいろな企業努力をし、季節列車を出して、今では薬草列車を9月から運行しておりますが、そういった企業努力のおかげで黒字決算が続いておりますが、瑞穂市では自主運営バス、路線バスは利用状況を把握してみえますが、樽見鉄道の利用状況は把握してみえますか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 利用状況につきましては、瑞穂市の統計資料でございますデータブックに毎年公表させていただいております。

瑞穂市では令和元年度では1日平均278人、年間約10万人の利用者がございました。市の事業は総合計画に基づき実施されております主の事業のみ掲載されているものでありますが、樽見鉄道についても総合計画の2. 便利で快適に暮らせる美しいまちの中の2項目めになりますが、公共交通の利便性向上に基づき事業を行っているものでございます。

補助金については全て運営に必要なものでございまして、踏切の安全設備点検だとか通信線

更新だとか運営維持費などとか、重要な運営に使用させていただいているところでございます。よろしくお願いたします。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

本巢市では年度別に把握して、平成26年では年間64万7,196人の利用がありました。第2次総合計画で、便利で快適に暮らせる美しいまちの基本目標で、交通基盤として公共交通の利便性の向上をうたい文句に上げながら、樽見鉄道のことは一言も触れていません。

ここでお尋ねします。

平成31年度も樽見鉄道運営補助金として1,079万5,000円を拠出しているのにどうしてでしょうか。瑞穂市における樽見鉄道の位置づけをお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 樽見鉄道は地域住民に欠くことができない貴重な移動手段であり、今後も守り育てていくことが沿線の3市2町で構成する樽見鉄道連絡協議会での総意でございます。

1,000万ということですが、これら長期修繕計画でございますけれども、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業計画というのがございまして、長期的な改修工事等々も協議会での説明があって、3市2町での負担金というのが決まっています。ですから、計画的に修繕を行ってみるので、やはりこの3市2町で支えていくべきものと思っています。

また、昨今、利用が横屋と美江寺のところでは結構増えているということも樽見鉄道から聞いております。ですから、瑞穂市の方々が大変多く乗ってくれるということは、今、非常にありがたいという言葉も聞いているところでございます。

ホームページ等々に出ていないので、言葉は悪いんですが、軽視はしていないのかということなのかなというふうにお聞きしましたが、そういうつもりではございませんのでよろしくお願いたします。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

穂積・美江寺線の路線バスが廃止に向かう中、近隣沿線住民の足の確保のためにも、近隣自治体との連携を深め利用促進を進めていただきたいものです。

沢渡の鉄橋も老朽化し、近未来には使用不可となります。補強工事、もしくは架け替えするには莫大な費用がかかります。5年、10年先には向き合う大きな問題になりますが、見解をお

尋ねします。そのためには、瑞穂市内の最終駅とJR穂積駅までを直通バスを走らせてはどうかと思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の御質問でございますが、橋、橋脚が老朽化してきて経費がかかるということで、直通ということになると、もう橋を外してしまつてということになるというふうにも聞こえます。

ただ、それは大垣の関係とか近隣市町の調整とか、やはりいろんな問題があります。一概には私どもだけの考え方ではいけないということがございますので、この辺に関しましては重々協議会でお話をしてきてということになります。

先ほどちょっとお話ししましたが、連絡協議会というところでございますが、そちらのほうでは長期的な修繕の計画等々も示してもらっておりますので、そちらの中で負担金等々をちゃんと調整していくということで対応しておりますので御理解願いたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

いずれにしても、瑞穂市全体を鑑み、公共交通の利便性を図っていただきたいものです。庶民の足を確保するためにも、日常生活を支える公共交通ネットワークの確立を望むところで、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

最後に市長にお伺ひいたします。

都市計画マスタープランには、中地区と南地区には樽見鉄道のことが若干触れていますが、第2次総合計画ではあまり触れておりません。

市長の樽見鉄道への思いをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 北川議員からの樽見鉄道についての御質問をいただいております。

横屋駅とJR穂積駅のバスの運行についてというような御質問の中で、また議員御指摘の都市計画のマスタープランには、南地域について交通の結束というような強化といった点も上げられていますが、先ほど来の第2次総合計画の中には穂積駅周辺の整備の記載しかないというような点の樽見鉄道についての御質問だと理解をしております。

この横屋地区には、これから、仮称ですが横屋第1地区土地区画整理事業が考えられています。まちの発展のためにも、この区画整理事業はどうしても支援をして進めていかなければならないということを考えています。

この横屋駅から穂積駅までの結束の強化という点につきましても、本当に樽見鉄道に乗ってみえる方がどのような意向を持ってみえるのかということもまず考えなければならないと思ひ

ます。

また、乗っておられる方は本巢市の方がやはり多いということで、本巢市のほうの意向も調査といたしますか、聞いてみなければならないということを考えております。

どちらにしましても、この横屋駅、そして横屋の地域区画整理事業については、その辺りのところもしっかり調査の上、どのような形で進めることができるのか、しっかり市でも支援して考えていくというような、そんな答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

本年度は後期基本計画の見直しの年になりますもんですから、ぜひ瑞穂市の発展のために、いい政策を出していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 4番 北川静男君の質問を終わります。

1番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 改めまして、皆様こんにちは。

議席番号1番、無所属の会、広瀬守克でございます。

ただいま庄田議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうをさせていただきます。本日は、4点の質問でございます。

1点目は、JR穂積駅圏域拠点化構想についてお聞きいたします。

2点目については、1級河川の堤防安全確保についてでございます。

3点目、こちらは体育施設の利用についてでございます。

最後、4点目は公共下水道事業についてでございますので、この4点について質問させていただきますが、これよりは質問席のほうで質問させていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

まず、初めに都市計画と土地区画整理事業についての確認も含めて、都市計画と土地区画整備事業の概要を述べさせていただきます。

当市は多くの方が住み、活動し、憩う場所でございます。そこでは人々の意向が反映され、安全で快適で機能的であることが求められます。都市計画は、このようなまちづくりを計画的に誘導し、人々の健康で文化的な生活と機能的な土地利用や都市の根幹となる施設、道路、公園などの整備、改善を行い、秩序ある市街地づくりを総合的に計画し、実施することを目的としています。

都市計画法による都市計画は、土地利用に関するもの、土地施設に関するもの、市街地開発

事業に関するものの3つに大別されます。

土地区画整理事業は、市街地開発事業の一部で都市計画を策定する場である都市計画区域内の土地について、道路、公園などの公共施設の整備、改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画形質の変更及び公共施設の新設、または変更を行う事業であり、土地区画整理事業の仕組みは道路や公園などが未整備の区域において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供、減歩してもらい、この土地を道路や公園などの公共用地に充てるほか、その一部保留地を売却して移転や整備工事などの事業資金の一部に充て、土地の区画を整え、宅地利用の増進を図るものでございます。

そして、土地区画整理事業の大きな流れとしては、企画調査、都市計画、事業計画、換地設計、仮換地指定、移転補償、工事、換地計画、換地処分、清算という事業の流れになり、土地区画整理事業の要は何と言っても換地設計であると考えられます。

また、土地区画整理事業の主な施行者は、個人、それから組合、区画整理会社、地方公共団体、行政庁、公団などでございます。

最後に、土地区画整理事業の役割と効果について簡潔に申し上げさせていただきます。

土地区画整理事業は、道路、公園、下水道などの都市施設の整備を行いながら宅地を再配置して新たな町並みの形成や既成市街地の再整備を行うまちづくりの手法で、都市整備上、最も中心的な役割を果たしてきました。

しかし、昭和30年以降の急激な人口の増加と都市地域の拡大により、できた既成市街地においては、道路、公園、下水道などの整備の立ち後れによる都市機能の低下、木造家屋の密集や住宅と工場の混在化などによる都市施設の整備などにより、防災性をはじめとする市街地整備の水準が依然として立ち後れており、また地方都市の中心市街地の空洞化などの新たな課題も顕在化してきており、このような課題に対して活力ある社会の形成と安全で豊かな生活を可能とするまちづくりを進めることが土地区画整理事業に期待されています。

そこで、お尋ねいたします。

J R穂積駅圏域拠点化構想の実現に向けて、J R穂積駅周辺の基盤整備の実施を目指し、令和元年7月に、有識者などで構成されたJ R穂積駅周辺整備研究会により提出された報告書を基に土地区画整理事業によるまちづくりの検討を進められていますが、お伺いいたします。

まちづくりに関する意向調査票の結果についてお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） J R穂積駅周辺のまちづくりに関する意向調査の結果につきましてお答えいたします。

駅周辺のまちづくりに関する意向調査は、J R穂積駅周辺整備事業の具体的な計画策定に向けた地域住民等の意向を把握することを目的に、事業検討区域内の土地所有者等を対象としま

して、昨年度末に実施をいたしました。

この調査では、検討エリア内の土地所有者及び建物所有者の方659件を対象に郵送による調査を実施しまして、対象者の34.6%に当たる228件の御回答をいただいております。

この調査の内容につきましては、重点的に改善を進めていく必要がある整備、土地区画整理事業の認知度、土地区画整理事業による基盤整備を進めていくことに対する賛否等の意向確認を行ったものでございます。

それぞれの回答結果につきまして、1点目の重点的に整備を進めていく必要がある整備では、アクセス道路の改善を求めていく必要があるアクセス道路の整備が26.2%、駅前広場の整備が20%、防災性・防火性の向上が16.2%といった順に回答があり、駅へのアクセスへの不便さや駅前広場の混雑といったところが課題であるという認識が高く、また生活道路の整備についても関心が高いことから、安全・安心に配慮した基盤整備を検討していく必要があるという結果となりました。

2つ目の土地区画整理事業の認知度では、都市基盤等に関する地域の課題を効果的、かつ効率的に改善していくことが可能である土地区画整理事業について、どの程度御存じであるかを確認したもので、「知っている」「おおむね知っている」という方が34.6%にとどまり、認知度は低いという結果となりました。したがって、今後、土地区画整理事業の仕組みや事業に対する御理解をいただくための説明会等を実施していく必要があると考えております。

次に、土地区画整理事業による基盤整備を進めていくことに対する賛否については、JR穂積駅周辺整備研究会よりいただきました駅周辺のあるべき姿の提言を基に土地区画整理事業による基盤整備の計画・検討を進めていくことに対する御意見をいただいたものになりますが、結果としましては「賛成」「おおむね賛成」「おおむね賛成するが、今後検討が必要」との御回答をいただいた方、これらを合わせますと88.2%となりました。これの意向に沿いまして、事業化に向けた計画策定を推進していきたいと考えているところでございます。

また、「今後検討が必要」「反対」との御意見もいただいておりますので、今後説明会等を通じまして、できる限り事業に対する御理解がいただけますよう調整等を図っていく予定であります。

さらに、自由意見として回答いただいた方の中の約6割に当たる137件の方から、多岐にわたる御意見や御要望もいただいておりますので、これらにつきましても内容を十分に精査しながら計画策定等を進めていく必要があると考えております。

今後、今回の調査結果を踏まえまして、事業計画の計画策定を進めていく予定であります。今回の調査結果はあくまで御回答をいただいた34.6%の方々の御意見や御意向であり、この結果が駅周辺の全ての方々の御意向であるとは言い難いところがありますので、今後も引き続き意向調査や説明会等を通じて御意向等を確認しながら事業を推進してまいりたいと考えており

ますので、よろしく願いいたします。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 御答弁ありがとうございます。

本当に回答が34.6%ということで、回答の率が大変低いということで危惧はしておりますが、時間をかけて住民の方に周知していただきながら開発のほうを進めていただけるといいかなと思っております。

それでは、2点目になりますが、この区画整理事業でございますが、公的施行、市街地の都市計画事業の一環として行う場合における換地についての考えと、公共減歩等、保留地減歩、どのぐらいになるのであるかということをお答えしていただきたいと思うんですが、お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） J R 穂積駅周辺整備事業につきましては、現在、現況測量等を実施しているとともに、地域の区長、自治会長等から成る代表者組織であります J R 穂積駅周辺整備検討委員会との協議検討を行いながら、事業計画等の策定に向けた作業を進めておるところでございます。

この計画の策定につきましては、J R 穂積駅周辺整備研究会より提言としていただきました駅周辺整備計画図を基に土地区画整理事業による市街地整備等の事業化に向けまして、整備範囲や事業規模、整備内容等に関する調査検討を行いながら、令和2年度末を目標に都市計画原案を策定する予定であります。

また、それには都市計画事業計画案の策定を進めていくこととなりますが、事業計画の中ではおおむねの事業費や期間、想定平均減歩率等を明確にしていくこととなりますので、様々な状況を想定した財政シミュレーションを行いながら、関係部署との調整を図り、実現可能な実施計画を策定していきたいと考えております。

そのため、事業計画にて明示することになる平均減歩率等につきましては、現段階ではお示しすることができません。

また、個別の減歩率や土地の換地位置等につきましては、事業着手後の仮換地の指定により位置、地籍、形状等が示され、減歩率もこのときに明らかになっていくかと思っておりますので、その段階になりましたら、各権利者への説明を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 確かに減歩率とかいうのはまだ出ないと思うんですがございますけれども、

なかなかやっぱり地権者の方との話合いで理解が得られればいいとは思うんですけど、なかなか換地とか減歩については難しいと思いますので、今後、話合いなどで対応していただきながらスムーズに事業のほうができるようお願いいたします。

3点目、今後、区画整理事業の説明ですが、今申し上げたんですが、自治会とか個人の方に行政としてどのように説明なりをして理解を得られるのかお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） JR穂積駅周辺整備事業を推進していくためには、自治会や検討委員会等との調整を図りながら、地域住民や地権者等に対して都市計画決定、事業計画等に関する説明会等を適宜実施していく必要があると考えております。

その対象者につきましては、事業の進捗状況や内容等によって異なってまいりますので、それぞれの状況に応じて地元自治会や関係地権者への説明を実施しながら事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 本当に市民の方の理解をいただけるように、十分な説明をしていただきながら進めていただけることを望みます。

最後になります。

先ほどの3点に関しまして、瑞穂市はこれまで土地区画整理事業の手法によるまちづくりが他市町と比べて少ないと考えていますが、今後、民間施行で行う土地区画整理事業において、行政がしっかりと事業の促進を図るためには、現状の瑞穂市土地区画整理事業助成要綱の見直しなどを図ることが重要と考えられますが、いかがお考えでございますか、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 瑞穂市内で土地区画整理事業を行ったところを御紹介いたしますと、馬場、生津地域ですね。これが昭和49年だと思えます。それから、犀川堤外地、今、穂南自治会があるところですね。こちらが昭和58年かなと思えます。これら土地区画整理事業が周辺市町に比べてなかなか立ち上がらないというような状況であると思っております。

そういった意味で、瑞穂市土地区画整理事業助成要綱を瑞穂市独自でつくっております。これは議員が先ほど紹介がありましたように土地区画整理事業を組合で施行しようといったときに、一定の範囲内で瑞穂市がその組合に対して事業費の補助をするものでございます。

その適用範囲につきましては、少し条文を読ませいただきますが、第2条のところには施行区域が3ヘクタール以上であることと、それから2つ目は事業施行後の公園の面積は1か所当たり1,000平方メートル以上といった整備を行う組合に対してまず補助をします。

また、第7条では、補助金の額としては一定の道路の整備、築造に関わる費用の用地費、工

事費に相当する分を補助する。

また、増加する新たな水路の用地費に相当する分を補助する、また3%以上の公園を造ることとなっております。それを超える部分の公園の用地費に相当する額、こういった金額を独自に瑞穂市は組合に対して補助しようという、そういった助成要綱をつくっておりますので、こういった助成要綱に基づく整備によって、現在では本田だとか牛牧、横屋といったところで区画整理の動きがございますので、区画整理事業が促進されますよう積極的に支援をしていきたいと考えております。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、2点目について質問をさせていただきます。

2点目は、市内を流れる1級河川ですが、市内に18本あるとお聞きしておりますが、その中で私の地元になりますが、子供たちの通学路にもなっております中川堤防、こちらの桜の木です。これが大変古木になっておりまして、地元の方のお話とか堤防を歩いてみえる方のお話をこの前もお聞きしたんですが、結構空洞化になっておりまして、植栽から70年ほどたっているそうです。結構、現場を見ていただくと分かるんですが、大変危険な木がたくさんございます。

これから、今この時期、台風とかございまして、例えば揺れが大きく枝が折れたり、折れることによって河川を塞ぐとか、そういったことにより増水で堤防が決壊するとか、オーバーフローしてあふれるとかいった状況になってくると思うんですが、その対応をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 今御質問のあった1級河川の堤防の安全の確保について答弁させていただきます。

今、御紹介のありました中川をはじめ市内には五六川、犀川など、市内の1級河川の多くに桜の木が植えられております。これらの桜は県の河川の占用許可というものを受けて市が維持管理を行っておるものでございます。そのため市では毎年、このような市内にある桜の木の維持管理のため造園業者さんに維持管理業務を発注し、害虫の駆除や民地に枝が張り出したりしている箇所、また堤防道路の通行上、垂れ下がって支障になるような枝の伐採などをして、地域住民からの要望をいただいたところも含め対応をしております。

また、委託先の造園業者さんからも、枯れている樹木の情報をいただくなどをいたしまして、枯渇して再生できないと思われるものにつきましては、伐採ということも行っているところでございます。

議員御指摘のように昨今の台風は勢力も強く、強風となる傾向がございます。平成30年9月

の台風21号の際も、多くの桜の木の枝が折れ、樹木自体が倒れるなどの被害が発生し、市内の土木業者や造園業者さんにて対応していただいた経緯もございます。

桜の木は昔、その地域の方々の思いで植えられているなど、地域住民の桜の木への思いもあり、市といたしましては今後も現状の適正管理に努めていきたいと考えております。

また、老木などの伐採の要望に関しましては、地元の合意形成が図れば市のほうにて対応させていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） その桜の木に関してもう一つ御質問でございますけれども、アスファルト舗装にひび割れが、根が結構はびこっておりまして、先日、実は私も現場を歩いたんですが、ひび割れの補修はされておりましたんですが、やはり生き物ですので、時がたつとどうしても割れてくるということで、結構JRから北から井場橋の辺が結構ひび割れが生じております。それに付随して横に縁石がございます。その縁石も結構、根によって盛り上がりたりとか、結構欠けておるところがございますので、そういったところを、もしまた修理とか何かいろいろあれば、修理というか、もちろん増水したときには多分地質が結構弱くなってくると思いますので、増水時も危険ですので何とかできないかということで対応をお聞かせいただけませんか。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 今の御質問にお答えいたします。

また、堤防道路なんですけど、一般的に堤防といいますと河川の構造物になっております。

ただ、堤防の天端は市道の認定等をした道路のうち河川の占用というものを取りまして、市の道路として維持管理を行っておるようなところでございます。

そのため、舗装のひび割れとか、先ほど言われました肩の縁石の補修なんかにつきましては、要望箇所については市にて修繕の対応をさせていただいております。

また、堤防本体、治水上の安全上につきましては、1級河川の管理者、県でございますが、定期的に巡視、点検をしており、適正に保たれていると考えております。当然、市が収集した情報も県と市の両方で共有しまして、協力して適宜対策しているような状況でございます。何とぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。また、何とぞ適切な対応をひとつよろしく願いいたします。

それでは、3点目に参ります。

3点目は体育施設の利用についてでございます。

こちら各小・中学校の体育館及びグラウンドの利用についてですが、今現在、体育館、グラウンドについては6時半から使用可能となっております。

市民センターにも活動する場所が1つございまして、2階にございます。その場所についてでございますが、こちら市の職員の対応の施設で鍵がかかっておりまして、午前9時からの利用ということで、こちらに関しては6時半からはもちろん使用できないということは分かっておるわけでございますが、ここ数年、地球温暖化でもう午前中から本当に30度を超えるような状況で、熱中症になる危険性が高くなっております。

そこで、利用される方のお話ですが、サマータイムの一環で7月から9月の間、何とかほかの施設、もちろんちょっと無理だとは思いますが、6時半から使用できることが可能にならないかということをお聞かせいただきたいと思って御質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それでは、ただいまの広瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、学校開放体育施設につきましては、土日祝日、午前6時半から利用することはできますが、平日は夜間のみとなっております。

また、市民センターにつきましては、現在8時半からの開館に合わせて管理業者の職員が出勤しており、体育館は土日祝日に限らず9時から利用することができます。

議員御質問の市民センターにおいて7月から9月の間、体育館を午前6時半から利用できないかという御質問であります。市民センターの管理業務の中で、長時間の受付業務をお願いすることとなり、経費の増嵩が見込まれます。

昨年度において、早朝時間帯の午前6時半からの利用実績において、特に小学校体育館につきましてはほとんどが利用されていない状況でありまして、利用率は16%となっております。

そこで、現在十分空きがある状態でありまして、まずは小学校体育館の早朝時間帯をぜひ御利用いただきたいと考えております。

そうした中で、早朝の時間帯の利用率がどんどん高くなるようであれば、夏季休業期間中の平日においても、小学校体育館の早期時間帯を学校開放体育施設として検討してまいりたいと思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 教育次長、ありがとうございます。

私も活動してみえる団体にもちょっとお聞きしたんですが、やはり6時半からの利用可能と

というのが分かっていない団体ももちろん見えます。体育協会のほうにもお話ししておきますが、何とか6時半からできるので、こういった期間中は早めに利用して早めに終わるといった感じの利用を使ってみえる人にも周知していただいて、利用できるようにしていければと思いますのでまたよろしく願いいたします。ありがとうございました。

最後になりますけれども、昨日、馬淵議員も御質問された中での下水道の件でございますけれども、もう一度進捗状況というか、お聞かせいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、広瀬議員の御質問に回答いたします。

まず公共下水道事業の進捗状況ということで、本年3月3日に下水道法に基づく事業計画協議が岐阜県知事との間で完了いたしました。同年、本年ですね、3月31日は都市計画法に基づく事業認可が岐阜県にて告示され、4月1日から下水道事業に着手しております。

本年度の事業の内容といたしましては国土交通省の社会資本整備総合交付金、いわゆる国庫補助ですね。国庫補助を活用して用地測量、管路設計及び処理場の基本設計を先月までに契約を完了し、事業を進めています。今月には地質調査業務の入札を行い、今後ボーリングの調査を行っていく予定でございます。

また、6月議会で報告させていただきました国土交通省の総合政策局の補助メニューでもあります先導的官民連携支援事業においてPPP／PFIの導入検討調査にも着手をしております。

第1期事業計画である本田団地及びJR以南の牛牧地域については、令和8年度の供用開始を目指して現在取り組んでいるところであります。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

長期にわたる事業でございますので、本当によろしく願いいたします。

あと、現在6割近くですか、合併浄化槽で処理されている現状を今考えますと、下水道による水洗化率の供用開始8年目で52%というようなことがありましたが、その具体的な対策というか、そういったものがあるのかお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） お答えいたします。

今、6割近くが合併浄化槽ということでのお話ですが、多分それは汚水処理人口普及率といまして、今、瑞穂市では令和2年3月31日、59.4%になっております。

汚水処理人口普及率というのは、合併浄化槽とか下水道により適切に汚水が処理されている

のがどれだけ普及しているかということですので、多分そのお話が6割ということになると思いますけど、そこで、当市が把握する合併浄化槽の使用人口ですが、2万6,178人であり、行政処理区内の人口5万5,016人ですので、合併浄化槽の普及率は47.6%となります。

あと、単独浄化槽及びくみ取りが40.6%、下水道関連が11.8%となっております。

先ほどの合併浄化槽の47.6%と下水道関連が11.8%、合わせますと59.4%ということになりますので、よろしくお願ひします。

あと、瑞穂処理区の全体計画における水洗化率はコミュニティ・プラント、別府処理区と西地区の特定環境保全公共下水道西処理区の実績の平均値を採用して推計しております。

広瀬議員の御質問のとおり、別府処理区及び西処理区の供用開始したときの状況と比較すると、瑞穂処理区における合併浄化槽の普及率は高くなっております。その中で、合併浄化槽の処理槽を設置して間もない方に下水道のニーズが低いだらうということも予測されます。

そのため、事業計画区域内において合併浄化槽を利用されている方々には、下水道の工事の参考とするため下水道接続へのアンケートの調査を実施する予定であります。このアンケートによって、当分の間、対象となる下水道管が受け持つ家屋の全てが下水道接続への意向がない場合には、下水道工事は先送りすることになると考えております。

もう少し分かりやすく申し上げますと、ミニ開発団地のように行き止まりの道路で、今現在全ての方が合併浄化槽を利用しているという理由で、当分の間、下水道接続の意向がない場合には下水道管の工事を行わないということになります。そのため、下水道が使えるようにはならず、そういった場合には供用開始がされていないということになりますので、水洗化率の分母にも入ってこないということになります。そのため、合併浄化槽の普及率の割合の全てが水洗化率に影響するものではございません。

また、第1期事業計画区域には本田団地が含まれております。こちらは現在、単独の集中浄化槽であるため、供用開始から1年、あるいはまた2年の間に全ての建物が下水道へ接続されることになると思われます。

事業計画区域における現況人口の割合で本田団地は約28%になります。

それから、岐阜県内の自治体の供用開始8年目で最低の水洗化率は、平成16年に供用を開始している自治体で約37%です。

これら3点を総合的に勘案した場合、瑞穂処理区の全体計画における供用開始8年での水洗化率53.9%は妥当な数字だと想定しております。

また、現在検討していますPPP/PFI事業の行い方によっては、民間の活力や知恵により水洗化率の向上を行うことができると私は思っております。

今後も新規瑞穂処理区の水洗化率が少しでも向上していくように、市民の方々の意識の高揚や接続しやすい施策を検討していくことが重要であると考えております。以上です。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） ありがとうございます。

今後、計画的に下水道事業を進められることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） 1 番 広瀬守克君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は2時45分からお願い申し上げます。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時46分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○16 番（若園五朗君） 議席番号16番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問通告書に沿って行います。

3 質問事項について、一般質問を質問席より行います。

初めに、生活道路ブロック塀の整備補助の拡充についてお尋ねします。

通学路の安全を確保するため、通学路にある危険なブロック塀の撤去費について、国・県・市の補助制度の下、その対策が現在行われているところでございます。

昨年10月から、通学路の危険なブロック塀の撤去費を補助する予算が確保されていますが、通学路のブロック塀撤去のみをその条件としていることにより、せっかく確保されている予算が有効に執行されていない可能性がありますので、補助対象の範囲を広げて、生活道路沿いにある危険なブロック塀撤去費助成への拡充をお願いします。

通学路のみならず、生活道路沿いの危険なブロック塀撤去工事が進むよう、補助の範囲拡充について、鹿野都市整備部長にどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 平成30年6月の大阪北部地震、震度6弱でブロックの倒壊により死傷者が出たということを契機といたしまして、私どもも昨年10月より、社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、子供たちの安心・安全な通学路の確保を目的とした通学路沿いにある危険なブロック塀に対し、その撤去費の一部補助を行っておるところでございます。

市としましては、通学路におけるさらなる安全確保の充実のため、ブロック塀等の補強工事に関して、補助事業対象となるよう検討を進めているところでございます。

議員がおっしゃいますように、地震が発生した際に生活道路沿いにおいても倒壊することな

く、避難・通行の妨げや人的被害が起きないように、その安全確保も重要であると認識しております。

しかしながら、その生活道路のほとんどは瑞穂市地域防災計画に避難経路の位置づけがなく、瑞穂市耐震改修促進計画にその位置づけが反映されておられませんので、国・県の交付金対象とすることができる路線も限られ、全ての生活道路にその補助制度を活用できない状況です。

今後、通学路沿いのブロック塀等撤去費用補助によるその効果や地震等災害の発生状況による社会情勢の変化を踏まえ、国・県の補助制度をでき得る限り有効に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 市長にお伺いしますが、今、鹿野部長から答弁いただきましたんですが、私の知っている限りですけれども、地元のほうで、生活道路沿いで今でもブロック塀が倒れてくるというような生活道路があります。そういうものもございまして、市でそういう生活道路につきまして再度調査されまして、ブロック塀の補助拡充をお願いしたいと思っております。市長の考え方についてお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若園五朗議員の生活道路の危険なブロック塀の撤去の補助についての御質問にお答えいたします。

先ほど、都市整備部長からお答えをしておるところですが、この御質問は以前から継続して皆さんからいただいております。この制度は、先ほども御質問の中でございましたが、昨年9月に補正予算を計上して、10月から国・県の補助制度を活用したブロック塀の撤去になっております。

本来であれば、瑞穂市の地域防災計画の中に避難経路が位置づけられて、市内全域、通学路だけではなく、その避難経路全体の中での危険なブロック塀の撤去が行えるともっと拡大していくということも考えております。

今、この担当部署では、想定外のコロナの対策本部も行っております。また、国土強靱化の地域計画の策定もほぼこれから終わってきますので、この避難経路の位置づけを進めるようにして、国や県の予算をしっかりと活用できるよう、ブロック塀の撤去の対象範囲の拡大をしていきたいということを考えておりますので、答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 今、市長の答弁がございましたけれども、避難経路の計画にのせていただきまして、国・県・市の補助金をもらえるようお願いしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

南ふれあい広場西、未利用地の利活用についてお尋ねいたします。

清水元市議会議員も令和元年9月定例会において、南ふれあい広場西側の未利用地について一般質問をされているところでございますが、教育次長の答弁では、南ふれあい広場西側の一面を整備していくためには、あと1筆だけを取得できれば整備していきたい、今後の人口動態や地域との連携を踏まえ、慎重に検討し、南小学校区の地域の方々と一緒になって、地域に合った、よりよい整備計画を策定していきたいとの答弁をいただきました。

その後、一面の1筆は現在、太陽光発電で利用されているとのことでございます。巢南町のとときに取得された経緯は、南小学校建て替えに併せて、小学校拡張計画のために取得されたところでございます。平成15年5月に瑞穂市になり、その後、南小学校の増築工事、大規模改修工事も行われました。

現在の児童数は563名、22学級になっておるところでございます。南小学校周辺整備計画の南ふれあい広場西側の利活用について、広瀬教育次長はどのように考えておられるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 広瀬教育次長。

○教育次長（広瀬進一君） それでは、ただいまの若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

南ふれあい広場と西側の未利用地につきましては、議員御指摘のとおり、以前にも御質問いただいております。その答弁におきまして、今後児童が増加するのであれば、学校などの教育施設の増設に伴いまして、南ふれあい広場を含めた整備計画とする、また児童が減少するのであれば、南ふれあい広場の拡張計画とするなど、慎重に今後検討する必要があると答弁してまいりました。

また、南小学校のグラウンドでの運動会や地域の行事におきまして、狭さを感じることもありまして、地域のコミュニティーや防災拠点も想定し、検討していく必要があるのではないかと考えております。

しかしながら、南小学校の体育館につきましては、そろそろ大規模改修の時期にもなってまいります。そこで、学校敷地や南ふれあい広場、また西側の未利用地を一体と捉え、総合的に有効活用できるよう検討してまいりますので、よろしくお願いたします。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 先ほど、広瀬教育次長から図面を借りてきたんですけども、現在、この未利用地ですけども、一部職員の駐車場とその南側は両方で5,285平米の未利用地でございます。合併して17年たつんですけども、先ほど学校施設の整備計画、体育館の整備計画

を含めて進めたいということですが、市長の考え方はどのようになっているか、再度確認したいと思います。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 南ふれあい広場西の有効な土地利用の御質問をいただいております。

全体計画の全体利用ができないということは、本当に残念なことだと思っております。

次長からも答弁がありました。南小学校のグラウンドが狭いというような課題もあります。そして、体育館もそろそろ移転といいますか、大規模改修の時期を迎えるというようなこと、グラウンドを確保するような観点からも、これからこの地域でどのくらいの児童数が推移するのかということ。さらには、横屋地区の予定計画があります区画整理事業などでどれだけ人口が増えるのか、児童数が増えるのかということも視野に入れながら、一体的な考えを持って、この検討をしなければならないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 広瀬教育次長、市長も答弁ありましたが、一応南小学校の体育館の建て替えを含めて、合併して17年、その西側については合併してから取得ということで、全体的な土地利用について、早期に全体計画も含めまして整備計画をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

主要地方道岐阜県南大野線、美江寺橋歩道橋整備について、お尋ねいたします。

主要地方道岐阜県南大野線、美江寺橋歩道橋整備については、以前から複数回、質問させていただきました。

直近では、昨年12月にも一般質問を行いました。鹿野都市整備部長の答弁では、岐阜土木事務所の方針としては、東海環状自動車道大野神戸インターへのアクセスルート、重里・森地区のバイパス整備を優先するため、美江寺橋歩道橋整備については困難であるとの答弁をいただきました。

重里、美江寺、十七条、十八条地区の特に高齢者の方々が食料品の買物をする際、徒歩や自転車を使用して、犀川西側の銀行やショッピングセンターを利用されている等ございます。現在の犀川・美江寺橋を渡るには、道路幅員が狭いため、歩行者と自転車がふくそうし、高齢者の方々が安心して渡っていくことは困難でございます。バイパスが現在より北側の位置にできたとしても、安心して歩行するには車道と区分された歩行者専用の歩道橋が必要と考えます。

昨年12月、一般質問の後の進捗状況はどのようになっているのか、また県との協議結果を踏まえて、今後の市の整備計画はどのように進められていくのか、鹿野都市整備部長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 犀川にかかります美江寺橋につきましては、その東に当たる美江寺、十七条、十八条地区は市内でも高齢化率が平均より高い地域であり、犀川西側に銀行、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食店等が集中し、日常生活の買物になりますとどうしてもこの橋を通行しなければならず、自転車、歩行者が車とふくそうするこの美江寺橋を安全に往来するためにも、歩道橋の整備は重要な課題と認識しております。

市としましても、7月の岐阜土木事務所要望において、美江寺橋の交通の現状と市としての対応方針を説明させていただきました。これまでの岐阜土木事務所との協議の中では、現在、主要地方道岐阜県南大野線バイパス工事を進めている中で、美江寺橋の改良は考えていないことを確認いたしましたして、犀川の河川法の許可が受けられる範囲で瑞穂市により美江寺橋に併設する形で歩道橋を架けることは可能であるということを確認いたしました。

これら協議を踏まえまして、今後美江寺橋周辺の現地測量を行った上で、河川整備計画の進捗状況を含め、歩道橋整備に関しまして県と協議を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 私も、失礼ですが、17年目の議員をやらせていただいています、もう何回も一般質問させていただきました、この件は。これも県会議員、あるいは市長、皆さんの念願であります。今、答弁ありましたように、今度現況測量に入るといってございまして、これで第一歩が進んだといってございまして。

歩道橋を造っても、こっち側の歩道整備をするためのやっぱり用地確保等ありますので、こちらの東側のところの内容についても、また12月のときに一般質問をさせていただきます。

犀川・美江寺橋歩道橋整備について、特に高齢者の方々が歩道橋整備について望んでいるところでございまして。早急に整備をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

県道田之上屋井線、森区公民館南の歩道整備についてお尋ねします。

東海環状自動車道大野神戸インターへのアクセスルートの森地区自治会から、歩道整備について、平成30年6月に要望書を市に提出したと伺っているところでございまして。当地区では、住民の高齢化が顕著で独居世帯も今後ますます増加することが想定されます。高齢者が運転する自動車の踏み間違えによる痛ましい交通事故が報道されている等ございまして。日々の生活において、自家用車を利用して森地区からショッピングセンターや銀行などの集積する田之上地区までの移動をされる高齢者がおられます。

このことを考えると、車道と歩道を区分するためにも歩道整備が必要でございまして。

県道県南大野線と県道田之上屋井線の交差点、具体的にはコノミヤ東から森区公民館までの歩道連続箇所が整備されれば、安心して外出できるようになると考えます。

そこで、これまでの歩道整備の状況と地元の熱意を県に伝える方策について、宇野調整監はどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 県道田之上屋井線歩道整備について答弁させていただきます。

議員御指摘の箇所は、主要地方道岐阜県南大野線バイパス工事に伴う交差点改良により、取付け区間、いわゆる影響範囲と言われる部分ですが、その部分で、歩道が一部整備されております。

先ほど、都市整備部長が答弁したのと同じような利用形態になっているのかなあとと思われます。森地区の方が買物等でショッピングセンター等の集積地のほうへ行かれるような重要なルートだということは認識しております。

歩道未整備区間を整備し、地域が連結されることにより、地域住民の方々の利便性が格段と向上するものと考えられます。

市内において、西小学校校区では、地域の財産でもある児童・生徒の減少が顕著であるとお聞きしております。そのため、歩道の連続性が保たれることで通学路の見直しがなされ、将来を担う子供たちの安全が確保されることにより、地域の見守り活動が活性化され、子育てしやすい地区として発展することが期待できます。

市といたしましては、今後も粘り強く地域の声を県に届けてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 市長にお尋ねします。

令和元年12月14日、東海環状自動車道大野神戸インターが完成したところでございます。早期に県道田之上屋井線、森区公民館南の歩道整備を含めたアクセスルートの完成が望まれるところでございますけれども、県道岐阜県南大野線と県道田之上・屋井線の交差点付近を含め、連続箇所の歩道があり、整備されないと、現在一部完成しているところがございまして、歩道が有効活用されておりません、つながらなければ。

市長には、県会議員、宇野調整監としっかり連携して、岐阜土木へ粘り強くお願いしていただきたいと思います。早期完成を目指していただきたいと思いますが、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 御質問をいただいております県道田之上屋井線、森地区から公民館の南について、議員の御質問の御指摘のところ、長年の課題となっているように伺っております。

岐阜県南大野線の取付け部分については、歩道がついて、一部整備がされておること

で、連続して歩道がないことによって、歩道の効果が全くとといいますか、ないということがあ  
ると思います。早速、現地を改めて確認させていただき、県のほうに一度要望に伺う予定でご  
ざいます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 県道田之上屋井線、森区公民館南の歩道整備については、長年の課題  
でございます。歩道整備については時間がかかりますが、宇野調整監、岐阜土木へ何回でも足  
を運んでいただきまして、コノミヤ東から森区公民館の歩道整備をしっかりとお願いしていただ  
きまして、次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルスと共に生きる社会についてお尋ねいたします。

初めに、テレビ会議の推進についてお尋ねします。

定例の部長会議が毎週火曜日に穂積庁舎にて行われているところでございます。新型コロナ  
ウイルス感染症対策や働き方改革の一環としての定例部長会議や緊急会議など、迅速な会議の  
開催、行政事務の円滑な対応をするためには、各庁舎の会議室においてタブレットを併用した  
テレビ会議ができるシステムの構築が必要と考えます。

市長は、テレビ会議やタブレット利用の推進についてどのように考えておられるのか、お尋  
ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

テレビ会議の必要性については、この新型コロナウイルス感染症対策として、密を避ける  
という以外にも、例えば議員のお話しされました部長会議の在り方ということで考えた場合、市  
長、副市長及び部長以上の幹部全員が1つの場所に集まり、会議を行うことの必要性やそれに  
伴って発生する2庁舎間の移動時間、さらに経費などを考えますと、このテレビ会議というも  
のの検討は非常に有効であると考えております。

現在、テレビ会議の方法については様々なシステムがある中、当市が求める水準として、ま  
ず第一に、特に情報漏えいなどの安全性ということが1つあります。

さらに、経費が最小限となるシステムを調査し、テストを行いながら準備を行っているとい  
うところでございます。

そこで、現在実施を計画しているシステムは、拡張能力も非常に高く、費用も定額でお試  
し期間も設けられていますので、まずは関係部局と調整しながら、定例の部長会議で実施テス  
トを行い、正式に導入するか判断を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひし  
ます。以上です。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 久野総務部長の答弁ですと慎重に進めるということですが、漏えいという話が出ましたが、岐阜県知事と瑞穂市の市長がテレビ会議で実際にやっていますわね。もう、できないできないじゃなくて、実際には今回、新型コロナの特別委員会のときにも、国の予算で4億1,000万来たときにも、これはどうかと言ったときには一応対処できるという話もしていましたので、新しい時代の改革の中で、やっぱり一歩踏み込んだ考えでお願いしたいと思います。それは議員という立場で言わせてもらいますけれども、新しい時代に向けた、やっぱり瑞穂市の行政運営をするのは、市長をはじめ各部長でございますので、いろいろとできんできんのことは確かに大事なことですけれども、市長、一言テレビ会議について答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） テレビ会議については、今、若園議員からもおっしゃられたように、県とは何度もテレビ会議で県とのコロナウイルス対策本部会議を行っております。その内容についても、大体このようなテレビ会議の有効性というのも認識しておりますので、また部長会のテストを行うということですので、そのテスト結果を見て、その部長会がそのまま継続できるのかどうかということも判断しながら進めていきたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） テレビ会議については、市長にしっかり答弁いただきましたので、慎重にしっかり行政運営の中で費用対効果を含めて十分考えていただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による一般会計の歳入支出状況についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の影響において、歳入では公共施設の利用者の減少、施設の閉鎖による使用料の減収、一部増加している地方交付税もありますが、大半の自主財源は減少になるものと推定されます。歳入予算の見直しが必要ではないかと考えているところでございます。

歳出面においては、新型コロナウイルス感染症対策で必要となった経費、市の行事や自治会活動の自粛により、減額が増加することが考えられます。そのことを踏まえて、歳入歳出の増減はどのようになっていますか。また、収支バランスの状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により、必要となった感染予防対策費や経済対策費として第2波の新型コロナウイルス対策の施策と財源確保はどのように考えているのか、久野総務部長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第1波が終息し、現在国内全域で第2波の状況となっているかと思えます。

コロナウイルスの影響による歳入歳出の増減ですが、今年度になり、補正予算の専決や臨時議会での議決を経て、9月の補正予算案でもコロナウイルスに関するものも若干ありますが、そのほとんどは7月の臨時議会までの補正予算で計上されたものとなります。

今年度の一般会計の当初予算は184億9,000万円でしたが、7月の臨時議会後の予算額は261億278万8,000円となり、7月までに全体で76億1,278万8,000円の大幅な増額補正となっております。

この増額補正の主なものというものは、5月の臨時議会で議決をいただいた特別定額給付金事業、これがおよそ55億6,000万円となりますので、この特別定額給付金の金額は全額国庫補助となっていますので、またさらにこの76億の補正のうち、JAの用地取得とか、市営住宅の整備などコロナに関係ない補正もございますので、これらを除きますと約14億2,000万円が新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正ということになってきます。

この新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正の財源については、国の地方創生臨時交付金や、さらには県の地域の活力補助金など、様々な補助金制度の活用や、さらには商品券の販売代金などがありますので、それらにより約14億のうち12億2,000万円はこういった財源が当たってくると考えられます。

それで、残りの2億円が市の持ち出しとなりますが、ただ、今後契約差金や事業実施による決算予定額の減少も想定されますので、最終的には市の持ち出しというのはもう少し減額されるのではないかと考えております。

また、今回この9月議会で提出させていただいた補正予算（第6号）の中では、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止などでおおよそ6,100万円を減額させていただいております。こうした事業の中止などで発生する財源もありますので、今後のコロナウイルス対策事業、午前中の市長、教育長の答弁にもありましたが、日帰り、県内での修学旅行などの財源として活用することも考えていかなければならないと考えております。

今後、第3波が発生した場合のコロナウイルス対策については、その状況をよく確認をさせていただき、市として感染症対策を継続しながら、経済の下支えもしていく、そういった施策が必要だと考えております。

また、財源としては前回のように国の臨時交付金が増額されるようなことがある場合は、当然その交付金を最大限に活用することとなりますが、交付金がない場合でも、その時点で市として必要な事業だと判断した場合は、財政調整基金やさらにはふるさと応援基金を活用して、事業を実施していきたいと考えております。以上でございます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 市長にお尋ねします。

新年度予算、骨格予算を決めていく中で、昨日の広瀬武雄議員の質問の中で、9月25日でちよっと一部取りまとめてみえるということを含めまして、新年度予算の骨格について、市長の考え方をお尋ねしたいと思います。

非常に今回、新型コロナウイルス感染症の予防対策費や今までの予算を配慮した予算編成となると思うんですけども、第3波の新型コロナウイルス対策の施策と一般会計の予算、財源の確保をどのように今の段階で考えてみえるのか、市長の答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 今、若園議員から財源の確保の質問だと思います。総務部長からもお答えをしておりますが、今年度の瑞穂市の一般会計の予算は、本当に総額で大きな予算となっております。コロナ対策について、7月の臨時議会で予算計上させていただいた事業、今執行を進めているところです。

そのコロナ対策事業の41の事業の総額で、約7億円の予算があります。そのうち、これから事業が進むにつれて、どのぐらいの不用額が出るのかということも、これから次第に明らかになってくるということを思います。

また、国の1次、2次の臨時交付金の総額では5億7,700万円が瑞穂市の歳入の中に入ってきておるということで、早く集計をしていかなければならないということも考えています。11月には国のほうから第3次の交付金も、そんな話題といたしますか、入ってくるというような情報もあります。

これから、新型コロナウイルス感染症の第3波に向けて、先ほど総務部長も答弁の中でお話ししておりましたが、経済を下支えするような、そんな事業ができるのかどうかというものも、この不用額が幾らぐらい出るのか、さらには第3次の臨時交付金は幾らぐらい出るのかということを見極めながら進めていくということを考えております。

また、来年度の予算編成についても本当に厳しいものがあると思います。企業のほうでも、法人市民税などでもかなり落ち込みがあるということを担当のほうからは聞いております。

しかし、市民サービスを維持するというような点で、どうしてもやらなければならない事業は財政調整基金などを崩してでも、やらなければならない。その代わり、市の単独事業というものは、やはり控えていかなければならないということも考えております。

そして、先ほど御質問にもありましたが、なるべく早く予算編成に着手をして、その後国や県からの情報を待つような、そんな形にもしていきたいということを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 市長の答弁のあったとおりで、そのとおりですね。昨日、松野藤四郎議員も言いましたように、大月多目的広場もそうですけれども、なるべくアンテナを上の方へ上げてもらって、国・県あるいはt o t oの補助金を含めて、しっかり予算執行する前にそういう補助をもらえるような形、地方創生交付金もうまく中身を調べて、市民の声、議会の声、そして執行部の皆さんの意見も踏まえて、しっかり予算編成をしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策の新しい自治会生活様式の考え方についてお尋ねします。

岐阜県においては、コロナ社会を生き抜く行動指針が出されているところですが、各市町が新型コロナウイルス感染症対策に対応しているため、新型コロナウイルス感染者は減少しているところですが。

瑞穂市においても、8月27日、20歳代の女性が発症して、市内18例目となっているところですが。このままでは、行事やスポーツ活動が延期される、あるいは中止せざるを得ない状況が今後も長期間続くものと考えております。

そうした中で、市民にもこのような形ですと非常に閉塞感が広まっていると私は懸念しているところですが。

そこで、甲子園での独自大会としての高校野球が行われたように、3密対策や新たな生活様式に基づきながら、感染予防の徹底をしつつ、地域の清掃活動、文化活動、グラウンドゴルフなどのスポーツが安心して開催できるような市独自の新しい自治会生活様式の考え方を示していただきたいと思います。

コロナ禍の中で自治会も、自治会活動を模索しているところですが、自治会の新しい生活様式の考え方があれば、山本企画部長にお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の心配のある中で、自治会行事をどう進めていこうかと自治会長さんは悩まれてみえます。

岐阜県の行動指針では、現段階では、まずはコロナに感染しないことが大前提となっています。感染症予防に最大限努めながら、経済活動や文化活動等をできる範囲で進めていくための指針でございます。今後の流れとしましては、徐々に規制が緩められていくことがうかがわれます。

また、国の示す地域行事の実施基準においては、こちらのほうをちょっと説明させていただきますが、7月10日以降、特定の地域内からの来場を見込んでいる事業であって人数が管理で

きるもの、あの人とあの人があるよと分かるようなもの、このくらいの人数だよと分かるものは実施をして問題ないとされています。

ですから、自治会のコミュニティーの輪というのは狭い範囲内で決まった方々が活動されています。ですから、だんだん緩めてきてもいいという状況がだんだん流れてきているという状況です。

このことは、自治会長さんへ説明させていただいております。この岐阜県の行動指針、また国の示す地域行事の実施基準というのを今回なかなかコロナの関係で自治会を回ることができませんでした。ですけれども、先月回らせていただいて、その辺のお話もさせていただいたところでは。

自治会加入率の低下やコミュニティーの希薄化が心配をされて、はや久しいのでございますが、今こそコミュニティーの役割や自治会の在り方を考え、その上でおのおのの行事の目的を再認識する必要があると考えます。

その行事が「新しい日常」下において、必要とされるものであるのか、自治会員に求められているものなのかを考えることが必要だと思います。その上で、必要であると判断した行事については、感染症対策を十分努められ、実施していくことが大切だと考えております。

市内の自治会においても、夏祭り等恒例行事が軒並み中止されました。また、逆に新しい試みをスタートされた自治会があります。ちょっとここで紹介させていただきたいと思います。

長い間休校を経験した子供たちの不安な気持ちや学習のペースの乱れを地域でサポートしようと、美江寺自治会や森自治会では、子供の学習支援をスタートされました。開催するに当たり、大丈夫なのかなあという様々な御意見があったと思います。でも、必要なこと、今だからこそと決断された結果、決定されたということです。

また、野白新田南自治会では、公民館に下校時の子供たちのために体を冷やすためのミストシャワーを造られ、また水分補給の場を設置されました。

単位自治会の状況は様々です。自治会の規模、高齢化率、子供の率、そういった現実を目を向けられ、事業の一つ一つの在り方について地域課題として捉え、地域の方が話し合っ、その結果、紹介させていただいた新しい事業を前向きに展開されている自治会もあるということでございます。

このコロナ禍において、既存の事業を見直すよい機会として捉えることもできます。例えば感染防止の対応を踏まえた上で、敬老事業等に子供たちを巻き込んだゲーム大会を開催すれば、世代間のコミュニティー力の向上につながることを期待できます。

また、そのゲームの内容を防災を楽しく学ぶものにすれば、防災意識の向上という目的が付加できます。世代を超えて楽しい経験を一緒にすることにより、お互いのことが理解され、お互いを大切にしたいという思いが育まれてきます。

団体同士が手をつないで、横への展開をすることも大事なことであると思います。自治会の中には、子ども会さんは子ども会さんだけで活動しているというところも結構あります。そうではなくて、子ども会さんと老人クラブがコラボする、自治会と子ども会がコラボする。当然、感染症対策は取った上でのございますが、そういう横展開の事業というのをこれから考えていただけないでしょうかということもお願いとしてあるということです。

新型コロナウイルス感染症が地域コミュニティーに与えた影響は、甚大でございます。自治会の中で話し合うという大事な根っこの部分を固め、地域の皆さんが力を合わせて取り組まなければ、コミュニティーの衰退は免れないこととなってしまいます。

災害にも新型コロナウイルス感染症にも負けない、強いコミュニティーを市民協働の姿勢でつくっていくために、企画部市民協働安全課では、新しい自治会生活様式をおのおのの自治会がイメージできるよう、一緒に考え、情報を提供し、支援させていただきます。加えて、自治会同士を横につなぐお手伝いもさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 山本企画部長から、新しい自治会の生活様式の答弁をいただきました。市長にお願いしておくことですが、今、各地域ではグラウンドゴルフとかスポーツ少年団、西ふれあい広場とか、各公園等でも活動しています。市として、やっぱり自治会生活様式について、大変な時期ですけれども、徐々に3密対策を含めながら、いろいろと行政のほうから市民の閉鎖的になっている気持ちを少しでも開くような施策をお願いしたいと思います。

最後になりますが、新型コロナウイルスの影響を考慮した学校教育についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対策について、瑞穂市においても教育長名で教育委員会から各小・中学校長宛てに通達が出されているところでございますが、学校の教育活動の在り方については、各小・中学校長に任されているところでございますけれども、3密回避などの新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底が求められるところでございますけれども、子供たちにとって大切な教育活動、学校教育にも影響が出ているのが現状でございます。

運動会や体育祭の中止、子供たちの一生の思い出になるであろう修学旅行、宿泊学習の中止、秋の公表会や研究発表会の中止、社会見学などの校外活動が中止になったと聞いておるところでございますが、またほとんどの学校行事が中止となったため、現在の小学校6年生や中学3年生の学校生活の記録である卒業アルバムの制作にも影響が出ているようでございます。

2学期が始まったところでございますけれども、今後も継続が必要な新型コロナウイルスの対応の在り方、行事も含めた学校教育全般について、今後どのように進めていかれるのか、何

か新しい手だてがあれば、加納教育長にお尋ねします。十二分、12分ありますので、最後ですので、答弁をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 若園五朗議員の今後の学校教育の在り方について、考え方や事例を踏まえて答弁させていただきたいと思っています。

今後、学校での教育活動を進めていくにおいて、ベースとなる考え方は、やはり6月の県教育委員会が学校再開ガイドラインで示された内容がベースというのは変わりません。3密を避ける、あるいは検温する、マスクの着用を徹底するといったものを継続してやることによって、子供たちへの感染防止は保たれるというふうに思います。

さらに、そこに加えることが9月の県からの通知でございます。ここでは、今のベースとなる考え方をきちんと徹底したおかげで、学校内での感染は認められないというような状況があるわけですから、それを緩めずに、ただしその上で一つ一つの学校行事や学校教育活動を慎重に検討してほしいという内容があります。

今後は、このような考え方を基にして、全ての教育活動を見直すよう検討、実践していきたいというふうに考えております。

こういったことの中で、事例としてお話しすることができるものを少し述べさせていただきます。

1つ目は授業参観でございます。

前回リモート、いわゆるテレビ会議システムを使った授業参観ができないかということで提案させていただいたわけですが、今現在いろいろ課題をクリアしながら、順次公開できるように努めているところでございます。

ただ、全ての学校ができるかというところではございませんので、このようなことも考えています。授業参観ウイーク。例えば、1週間、毎日5時間目は常に授業参観できますよというような考え方でございます。ただ、教室が密にならないようにするために、1回に来ていただける保護者の方々の人数を3人から5人ぐらいと限定をする。そうすることによって、教室の密を避けて、現実の生の姿で子供さんたちの様子を見てもらえるような授業参観を考えております。

これは、従来のような考え方でいたら出てこない発想なんですけど、こういうようなことを今、9月の通知を基にして考えて、進めていこうということを思っておるところでございます。

さらに、子供たちにとって大切な学校行事については、児童・生徒の実践的な態度を育てる大切な活動であることから、市内外の感染防止の状況を踏まえて、感染防止の対策を取りながら実施できるよう、各学校において実施の時期だとか方法、内容を見直して計画を立てているところでございます。

そのような中で、市長から「コロナを考える」というテーマで教育活動を考えることはできないかという提案をいただきました。早速、これを各学校に投げさせていただいたところ、小学校ではこれを基に考えると何が出てくるかということ、お世話になった方々へのお礼です。地域の方、あるいは公民館の前にミストシャワーをつけていただいた自治会長さんへのお礼だとかいうような活動は、もう既に始まっております。子供たちはそういうことを考えて、例えば明日ですと、中小学校の児童会の整美委員の子供たちが全校の子供たちに対して、朝日大学野球部のお兄さんたちにいつも消毒や掃除に来てもらっているのでお礼のメッセージを送ろうというようなことを考えて手紙を書きました。それを明日、午後から子供たちが朝日大学の学生さんたちを呼んでお礼のメッセージを渡す、そういった式も考えております。

もう一つは、中学校はどういう考え方を持ったかということ、生徒会に投げてくださいました。子供たちは、役員たちを中心にほかの中学校ではどんなことをこういうような状況の中でできているんだろうかということを考えました。そこで、ほかの学校の生徒会役員と交流をしたい。ただ、会うわけにいかないなので、テレビ会議システムを使った3中学校の生徒会サミットをやろうということに発展をしました。これも明日の午後4時頃だったと思いますが、3中学校の生徒会の役員の子供たちがサミットを行って、今どんなことで困っていますか、どんな取組をやっていますかというような交流を始めます。3回ほど、これを繰り返す中で、彼らはまた今の私たちにできることを市民の皆さんに提案できないかなとか、3つの中学校で共同してやれることはないかなということまで今考えを持ちながら取組を始めているところでございます。

このように、ベースとなる3密を避け、検温、マスク等をきちんとした上で今できることを慎重に審議してやっていくというのを考えた結果、今のようない事例の行事だとか活動が生まれてきたところでございます。

以上、考え方と事例について紹介させていただくことで答弁とさせていただきます。

[16番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 8月5日には、瑞穂市の小学校のほうで児童が新型コロナウイルスに感染したことが報道機関からも発表されましたが、父兄、地域の方も冷静な対応をされまして、誹謗中傷もなく、市長、加納教育長の的確な行政運営、教育行政が行われていることを実感として理解しております。新型コロナウイルスの影響を考慮した学校教育について、加納教育長にお願いいたしまして、質問を終わります。

今回は、3質問事項について質問させていただきましたが、これらに対する執行部の答弁は前向きな答弁をいただきました。適正な行政執行について御配慮をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 16番 若園五朗君の質問を終わります。

2番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 議席番号2番、無所属の会、藤橋直樹です。

ただいま議長の質問の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、本日は3点について質問させていただきます。

まず、1点目は牛牧排水機場の改修工事の進捗状況をお尋ねするものです。2点目は、高齢者タクシー利用助成事業についてです。3点目は、運転免許証を自主返納する高齢者支援について、市の支援策についてお聞きするものでございます。

以上3点の質問事項について、質問席よりお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、1点目の牛牧排水機場の改修工事の進捗状況をお尋ねさせていただきます。

近年、気候変動のせいでしょうか、毎年のように集中豪雨による被害が起きております。この7月に起きた九州地方を襲った線状降水帯の豪雨災害も記憶に新しいところです。また、県下でも下呂市を流れる飛騨川の氾濫による水害が発生しました。これも尋常でない降雨量によるもので、昨今の大規模降雨の雨量は尋常ではありません。

かつて瑞穂市においても、大雨が降り続き、昭和51年に大水害が起きてはおりますが、そのときにも百年に一度の降水量と言われたと聞いております。

このように尋常でない大規模降雨の降水量による水害発生に、国も豪雨災害対策緊急アクションプランや緊急治水対策プロジェクト等、新たな治水対策を打ち出しています。

そんな状況下、我が瑞穂市では懸案の牛牧排水機場の改修工事が行われておりますが、一刻も早い完成を願うばかりです。

気になるのは工事の進捗状況です。9月に入り、台風の襲来する季節を迎え、この事業が現在どのように進められているのか、進捗状況が気になるのですが、御説明をいただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 犀川と五六川に挟まれた最南端で現在行われております牛牧排水機場整備事業につきましては、平成29年度より国の犀川遊水地事業に併せ、国へ委託し整備を進めておるところでございます。

平成31年度末には、機場本体に当たる機場改築工事とポンプ・電気設備の製作に当たる機械設備改築工事が完了しております。

今年度に入り、4月には犀川遊水地牛牧排水機場上屋工事の委託契約を締結し、この上屋工事完成後、引き続き機械設備据付け工事に入っていくこととなります。

現在、国直轄工事になります樋門整備工事の施工が遅れていると聞いておりますので、今後

は国と調整を図りながら早期完成を目指してまいりたいと考えております。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

この排水機場工事と同じ五六川には牛牧閘門もありますが、この施設も老朽化が進んでおり、改修が計画されると聞いております。また、関連して、起証田川、五六川の整備があるとのことですが、この整備状況と今後の見通しはどのようになっておりますか。県、あるいは国との協議などされているのでしょうか。政治的な施策、判断と思いますので、市長に説明をお願い申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 国土交通省の犀川遊水地事業における牛牧排水樋門及び牛牧排水機場整備が完了後に、五六川及び起証田川の付け替え工事が進んでいくものと聞いております。

まず、五六川について、犀川への河道の付け替えを国土交通省が実施し、それと並行して上流の下五六橋周辺から牛牧閘門への河道整備を県が実施されることとなっております。牛牧閘門周辺の河道整備が実施された後には、市において牛牧閘門が管理移管されますので、市としては、牛牧閘門とその周辺の整備を行っていくこととしています。

県事業の進捗状況につきましては、今年度、下五六橋上流の現地測量及び護岸の詳細設計、牛牧閘門の現状機能維持のための補修設計を行うと聞いております。市においては、今年度、牛牧閘門周辺整備の詳細設計を進めてまいります。

なお、排水機場の西隣では、公共下水道事業アクアパークみずほの事業が着手され、遊水地の対岸にはさくら公園が整備されております。牛牧閘門周辺整備も含めた一体的な公園等のオープンスペースが活用できるよう、6月議会においても藤橋議員より御質問いただきまして答弁いたしました穂南地区とのかけ橋となる（仮称）犀川ふれあい橋の検討をしているところでございます。

今後も国や県と連携し、早期完成に向け、事業を推進してまいります。

○議長（庄田昭人君） 森市長。

○市長（森 和之君） 藤橋議員の牛牧排水機場の整備について、今都市整備部長のほうからお答えをしておりますが、もう少し説明をさせていただきたいと思っております。

現在整備中の牛牧排水機場が整備されますと、例えば今年の7月の集中豪雨のときにも道路冠水をした下畑自治会の道路冠水などは解消されるということで、五六川と犀川に挟まれたエリアの治水に関する安全・安心が担保されると考えています。

政治的にというような御質問もありましたが、この牛牧排水機場が完成しても、起証田川の

付け替えが行われないと排水機が稼働することはありません。木曾川上流事務所の所長さんにお会いするたびに、この犀川遊水地事業の早期完成をお願いしているところでございます。

この犀川遊水地事業、国が行う牛牧排水機場の整備、そして起証田川の付け替え、さらには五六川が犀川への付け替えもあります。そして、県が行う下五六橋から牛牧閘門までの整備、そして瑞穂市が行う牛牧閘門辺りの整備、さらにその牛牧排水機場の西側にある瑞穂市の公共下水道の終末処理場の整備、そしてその処理場の遊休地となるようなそんな整備、さらには犀川に橋を架け、穂南地区に渡れるような、そんなふれあい橋の整備を一つの構想というような事業名をつけていきたいということを考えています。そうしないと、なかなか市民の皆さんにどのような形になるのかイメージすることもできないということから、イメージパースの作成やこの構想に名前をつけたり、名称をつけていきたいということを考えています。

瑞穂市の関係人口や交流人口の拡大、地方創生の3つの拠点を売り出していきます。穂積駅前のJAの跡地、さらには大月多目的広場、そしてこの牛牧閘門からさくら公園一帯、この3つを国や県に支援を呼びかけて、これからも瑞穂市の地方創生、まちづくりにつなげていきたいと思っておりますので、答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。ぜひとも市長には頑張ってくださいまして、進めていていただきたいなというように思います。

有史以来、幾度となく水害に見舞われてきた瑞穂市です。治水事業は瑞穂市にとって永遠の課題と考えています。とにかく、今着手している事業は一刻も早い完成を願うばかりですので、今後とも折を見ては意見のお伺いを考えておりますので、よろしくをお願いします。

では、次の質問に移ります。

さて、2点目について質問させていただきます。

高齢者タクシー利用助成事業についてです。

この事業は、平成29年10月より始められたと聞いております。当時は新聞でも取り上げられ、県下では若いまちと言われる瑞穂市でも確実に高齢化が進み、この事業は高齢者の期待する事業でありました。

ところが、運用が始まり、窓口で申請してみると、所得に関する制限があって大半が適用外になるとのことでした。あるケースでは、タクシーの運転手から、瑞穂市ではタクシー利用者の助成事業があるから申込みされてはとアドバイスを受けて市役所に行ったところ、課税世帯のため対象外であったということです。要は、見かけ倒しの事業であったということです。

私の住む牛牧団地では、高齢化率が40%とも45%とも言われているくらい高齢化が進んでいることから、この事業に対して期待する声が多くありますが、一体この事業の利用実績とはど

んなものか、まず教えていただきたいと。できれば、事業がスタートした平成29年度から、毎年の利用件数及び決算実績をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの藤橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、このタクシーの利用助成事業は平成29年10月から行っております。

実績につきましては、10月という下半期から始まりましたので、そこから1年ずつお話をさせていただきたいと思っております。

まず、初めの平成29年10月1日から1年間、30年9月30日までにつきましては、決定者というか、助成を決定した方は69人。次の30年10月1日から31年9月30日までについては、121人。それから、令和元年10月1日から、まだこの9月30日まで達してはおりませんが、現段階で131名の方を決定しております。

そこで、使用枚数ということになりますが、一番初めの平成29年10月1日の時期からは、使用枚数805枚、43万4,700円となります。また、次の30年10月1日から翌年9月30日までは、1,250枚、67万5,000円。それから、平成元年10月1日からこの9月30日までの間につきましては、1,226枚、66万2,040円というふうな実績となっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今ほどの答弁では、高齢者の人口から見ると決して大きくない数字です。要するに、あまりはやっていないというか、そういう事業で、市民生活へ定着した事業とは思われません。

そこでお尋ねするのですが、森市長の健幸都市みずほの施策として、高齢者福祉の充実を目標として、この事業のハードルを下げ、使い勝手のよい制度に改正する方向で検討がなされていると耳にしておりました。また、先般配付されました広報9月号に、10月より対象者が緩和されますという変更があることが記載されており、それがこれだと思いました。

ぱっと見た限りでは、どのように改正されたのか分かりづらい部分がありますので、いま一度、緩和した点、改正される部分を詳しく具体的にお示しください。加えて、予算規模でどれくらいの対象を考えているのかも御説明をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） まず、変更内容でございます。

令和2年10月分から支給要件を緩和いたしますことにつきましては、今議員御指摘のとおり、9月号の広報に載せさせていただいておまして、変更点については2点でございます。

1点目は、世帯の免許保有要件でございます。

今までは、助成対象者及び同一世帯の方が自動車運転免許証を有していない場合は助成の対

象としておりましたが、助成対象者と同一の世帯に属する配偶者、奥様あるいは旦那様のどちらかが自動車運転免許を有していない場合にということに改めまして、助成の要件を緩和いたします。

具体的に申しますと、御夫婦のうちで免許を持ってみえない方があれば、例えば息子さんを持っていた場合、娘さんが持っていた場合というのは今まで却下をしておりましたけれども、そういうことがなくなるということでございます。

2点目は、所得の要件でございます。

助成対象者の属する世帯が市県民税の非課税世帯である場合を交付の対象としておりました。その非課税世帯の要件というのをなくしまして、市県民税の課税世帯であっても交付の対象といたしまして、要件を緩和いたします。

予算上の予定としては、300件を予定しております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今ほどの説明で、高齢者が期待できる事業に改正されて運用されていくように感じました。そうした場合、利用を希望する市民はどのように申請すればよいのか。要するに、交通手段のない人が申請するのです。また、今まで利用していなかった人が利用しようとするケースもあります。ゆえに、市役所に何度も足を運ぶようなことにならないよう、簡単な手続が求められます。

具体的に市役所のどの部署、どの窓口を訪れたらよいのかが広報では明記されていません。広報でのPRとしては不十分だと感じつつ読みましたが、窓口等を含め、手続について説明をいただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの広報のPRの仕方につきましては、9月号の4ページ、5ページに掲載はしておりますけれども、4ページ側のほうに地域福祉高齢課ですよというふうに記載をしておりましたので大変分かりにくかったと思います。誠に申し訳ございませんでした。

その申請方法でございますが、10月分以降の利用に係る申請については、既に9月1日より受付を始めておまして、現在総合センターの1階にございます地域福祉高齢課にて受け付けております。要件の審査の後にタクシーチケットを申請者宛てに郵送させていただきます。

この申請につきましては、書いていただく書類は1枚でございますが、市県民税等に滞納がないなどの要件がございますので、要件を満たしているか、申請時に事前にチェックをさせていただくことにしております。できるだけスムーズな申請の受付を心がけております。以上で

ございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

従来と比べて使い勝手のよい、高齢者市民のための事業に改正され、申請もしやすいように配慮されて運用されていくことを期待しております。

冒頭にも申しましたように、期待したもののハードルが高いと断念された市民も多くいるように聞いております。そうした意味から、改正され、使い勝手のよい新しい事業に生まれ変わったということを市民にPRする必要があると思いますが、広報紙で通り一遍で済ますのではなく、今後、市としてはどのようにPRし市民に周知していくのか、方針をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 今後についてでございますが、要件を緩和したことによりまして、チケットの配付対象となる方が当然増えることから、どのように周知をしていくかが確かに肝要であると考えております。

9月号、10月号の広報紙、あるいはホームページに掲載することはもちろんでございますが、民生委員等々の協議会やら老人クラブの集まり、あるいは社協さんの主催するようなサロン等々のお集まりの場においても紹介し、周知をしていきたいと考えております。

当然、今まで支給対象外であった方で、今回支給要件の緩和によって支給対象となると思われる方に対しての案内が一番重要と考えておりますので、今後しっかりとPRしていきたいというふうに考えます。以上でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

高齢者世帯に朗報とも言えるお話を聞かせていただきました。私もこの事業については積極的にPRしていこうと思います。これに関連しますが、次の質問に移ります。

先ほど申しましたが、私の住む牛牧団地では高齢化が進み、高齢化率が40%、45%とも言われる現状です。よって、中には車の運転が怖くなったという声も聞かれますが、免許を返上してしまうと交通の便がなくなり、病院へも買物にも行けなくなってしまうから怖いけど乗るしかないということです。

一方、県下警察署では交通安全の一環として、高齢者の運転免許自主返納推進を掲げています。その背景として、ブレーキとアクセルの踏み間違いにより、駐車場で車を止める際に店舗に突っ込んだというような交通事故がマスコミで報道される実態があり、団地の住人からも人ごとに思えないという声も多く聞きます。こうした思いの人に対し、返納後、交通の心配を払

拭し、気軽に免許証が返上できればと思いますが、そこでお尋ねします。

市として、免許を返上したという高齢者の意向に沿う施策として、どのように考えているのか、基本的な考えをお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま藤橋議員より御指摘いただきましたアクセルとブレーキの踏み間違いなどによる高齢者の事故の多発ということにつきましては、運転が怖く、免許の返納を考えているという御意見をよく確かにお聞きいたします。

そこで、まず市といたしましては、そのような事故が怖いという方に対して、急発進抑制装置の助成事業を本年の4月から行っておりまして、約20件ほどの申込みがございます。

この急発進抑制装置を装着することによりまして、運転への不安が軽減でき、少しでも免許返納の時期を遅らせることができればと、まずは考えております。

また、この急発進抑制装置の助成事業は国も行っておりまして、サポカー補助金と言いますんですかね。現時点では、令和2年度のみのお事業と聞いておりますが、瑞穂市においては、国の助成事業の有無にかかわらず、令和3年度末までの助成事業として継続していく予定でございます。

このように市の福祉施策といたしましては、単に免許返納を促すのだけではなくて、いつまでも健康で末永く、住み慣れた地域で生活をしていただくということのために、まずはできる限り免許を保持していただくことも考えておりまして、それでもどうしても免許保持が難しいとなった場合にタクシー助成を御利用いただくというような認識でおります。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

先ほどのタクシー利用助成事業とも関連しますが、免許を返納された人に対して証明書を持参することにより、所得に関係なく助成対象にすることはできないでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いて、お答えをさせていただきます。

今回の制度、タクシー利用につきましては、免許返納の有無にかかわらず、免許のない方ということになりますので、所得要件に関しまして、令和2年10月分より所得要件の緩和をするというところがございます。

したがって、免許のない方、市県民税課税世帯であっても交付の対象ということにしております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今後、ますます高齢者が増加する現状で、将来的には全国的な課題として考える必要があらうと思います。瑞穂市として、高齢者が運転免許証を自主返納した場合、どのようにフォロー、サポートしていく考えか、タクシー利用助成事業だけではなく、もっと総合的な高齢者福祉を考える中で施策が考えられないのか。

例えば、ボランティア組織の住民パワーを利用した買物支援や病院への送り迎え等、全国的にはそうした制度を取り入れている地域もあると考えておりますが、瑞穂市ではそのような制度を構築する考えはあるのか、ないのか、市の福祉行政の将来展望をお聞かせください。これは多分に政策的な面がありますので、市長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 議員がおっしゃいますとおり、私どももこの問題は大変難しいことではございますが、総合的な福祉の観点から施策を考えていかないといけないというふう考えております。

まず高齢者施策の根幹は、先ほども申し上げましたが、いつまでも健康で末永く、住み慣れた地域で暮らすことと考えております。健康なうちはできるだけ外へ出ていただいて、そのために自家用車が必要であれば、急発進抑制装置など、安全運転をサポートする装備を使っただいて、外出していただいたりお買物に出かけられたりすることも大変よいことかと思っております。

もちろん、自動車ばかりでは体力の低下が心配だという方には、私どもの一般介護予防教室に通っていただきながら、体力を保持していただき、自転車などを使っただくのも一手かなというふう考えておりますし、身近な外出やお買物ということでしたら、歩いていかれるのも健康には大変よいことと考えております。市では、ウォーキングの教室なども用意しておりますので、ぜひ御参加もいただければ幸いです。

また、市内の移動ということになりましたら、みずほバスも御利用いただけたらと思います。穂積駅まで来ていただき、岐阜や名古屋へと足を伸ばすこともできますので、お時間が合えば、ぜひ御利用いただきたいと思います。

そして、これらの交通手段が難しいとなれば、いよいよタクシー助成を御利用いただくということになるのかと思います。また、議員御指摘のとおり、一部の地域ではボランティアによる買物支援、移動支援のサービスも始まっております。市内でも始まっております。

こうしたことを鑑みまして、市といたしましては、健康や介護の段階に応じたきめ細かな施策や事業を講じるとともに、地区社協など地域での支え合い、地域での共生の取組について、私ども健康福祉部とも一緒になりまして、積極的に進めてまいりたいと考えております。以上

でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） どうもありがとうございます。

私も、住民の皆さんの意見をお伺いしながら、自主返納の問題もそうですが、タクシー利用助成事業の問題など、ますます高齢化する社会の中にあつて住民の要望がどう変わってくるのかを見据えながら、住民の声を市政に反映できるよう努力してまいりたいと考えております。

聞くところによると、私の住む牛牧校区でも社協の立ち上げを目指して検討が始まったという明るい兆しもあるようです。行政と社協と市民が一体となつてスクラムを組んで、福祉を担える仕組みづくりが課題と考えていますが、市としても移り行く市民ニーズに素早く対応していただけるようお願いをいたしまして、本日、私の全ての質問を終わります。御答弁、並びに御清聴ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 2 番 藤橋直樹君の質問を終わります。

以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了しました。

---

#### 日程第 4 議案第 68 号について（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第 4、議案第 68 号 瑞穂市国土強靱化地域計画策定についてを議題とします。

提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（森 和之君） それでは、1 件の追加提案について説明をさせていただきます。

議案第 68 号 瑞穂市国土強靱化地域計画策定についてであります。

瑞穂市における災害に対する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画として、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条に基づき、瑞穂市国土強靱化地域計画の策定のため、瑞穂市議会基本条例第 10 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、1 件の追加議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議はありますか。

[ 「異議なし」 の声あり ]

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後 4 時18分

